

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	江 上 裕 子 君	2 番	中 川 泰 一 君
3 番	水 野 忠 宗 君	4 番	渡 辺 保 彦 君
5 番	小 宅 宏 君	6 番	鈴 木 準 二 君
7 番	山 田 成 利 君	8 番	広 瀬 隆 博 君
9 番	乾 豊 君	10 番	若 山 隆 史 君
11 番	藤 埴 理 君	12 番	中 村 ひとみ 君
13 番	富 田 栄 次 君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	早 野 博 文 君	副 町 長	藤 塚 康 孝 君
総 務 課 長	藤 塚 正 博 君	企画調整課長	小 森 俊 宏 君
税 務 課 長	桐 山 裕 次 君	健康福祉課長	酒 井 明 美 君
子育て推進課長	吉 野 敬 子 君	住 民 課 長	岡 野 文 紀 君
建 設 課 長	多 賀 靖 君	都 市 計 画 課 長	衣 斐 浩 一 君
産 業 課 長	小 竹 武 志 君	上 下 水 道 課 長	川 瀬 桂 一 郎 君
会計管理者兼 会 計 課 長	藤 江 和 明 君	消 防 主 任	廣 瀬 太 佳 夫 君
教 育 長	和 田 満 君	教育次長兼 学 校 教 育 課 長	小 川 裕 司 君
生涯学習課長	桑 原 和 弘 君		

3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	高 木 智 司	書 記	石 川 敦 詞
書 記	小 藪 友 香		

4 議事日程

日程第1 一般質問

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（若山隆史君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、13番 富田栄次君、1番 江上裕子君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（若山隆史君） 日程第1、一般質問を行います。

通告に基づき、順次発言を許可いたします。

12番 中村ひとみ君。

〔12番 中村ひとみ君登壇〕

○12番（中村ひとみ君） 皆様、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして大きく2点について質問をさせていただきますと思います。

まず1点目、奨学金返還支援制度についてお伺いいたします。

本年3月議会におきまして、企業による奨学金返還支援の制度に向けた提案をさせていただきました。今回は、自治体が支援する制度の創設に向けた提案をさせていただきます。

公明党は、今までも学びたい人が経済的理由等により進学を諦めることのない社会を目指して奨学金制度の対象者の拡大や返済不要の給付型奨学金の実現に取り組んできました。そういった取組を進めていく中で、日本学生支援機構によると現在大学生の2人に1人、年間128万人の学生が奨学金を利用するまでに制度が充実してきました。

しかし、そんな中、卒業後垂井町に帰ってきた若者の皆さんからよく聞くのが、奨学金の返済が苦しい、負担が重いという声です。実は、2019年度末の返還延滞者数は32万7,000人で、延滞債権は約5,400億円に上ります。延滞の主な理由は、家計の収入減や支出増、延滞が長引く背景には、本人の低所得や延滞額の増加が指摘されています。

こうした利用者の負担軽減に向け、返還を肩代わりする支援制度が2015年から実施されています。一定期間定住し、就職する等の条件を満たせば対象者の奨学金の返済を自治体が支援する制度です。2022年6月現在で、全国615市町村が導入しています。自治体と地元企業などが基金をつくることを条件に、国が自治体の負担額の2分の1を特別交付税で支援する枠組みでスタートしましたが、この制度の拡充を青年政策2020の一つとして当時の安倍首相に政策提言、2020年6月に制度が拡充されました。それにより、市町村については基金の設置が不要になり、国が支援する範囲も負担額の2分の1から全額（上限あり）まで拡大されました。

そこで、奨学金返還に苦しんでいる若者の負担を軽減するとともに、地方創生の観点から若者の地方定着を促す本制度を我が垂井町でも実施することが必要であると考えますが、早野町長の所見をお伺いいたします。

続きまして、2点目、性的少数者に対する理解促進と支援についてお伺いいたします。

私は、令和元年9月議会において、LGBTに対する理解と対策について質問をさせていただきました。

今回は、進捗状況等を踏まえた上でお伺いいたします。

LGBTの方々の人口規模につきましては公的な統計が存在しておりませんが、日本の民間団体による調査では、人口の8%から10%前後、すなわち10人から13人に1人の割合が通説となっております。単純にこの数字を垂井町に当てはめると、垂井町の人口がおよそ2万6,000人、その8%から10%であれば、実に2,080人から2,600人ということになります。

ちなみに、このパーセンテージのことについて比較してみますと、血液型でAB型の人口規模というのは約10%と言われております。また、左利きの方の割合が8%から15%と言われており、これらとさほど変わりません。いかに多くの方がLGBTに該当するかイメージしていただけるのではないのでしょうか。

もちろん、この調査結果の割合がそのまま本町に当てはまるわけではありません。私は、あくまでも性的少数者の方々は、どこか遠くではなく私たちの身近にいらっしゃるということを申し上げたいのです。実際、私の周辺にもLGBTの方がいらっしゃり、お話を伺ったことがあります。その中で、学校や職場、社会生活において、無理解から来る差別や偏見に苦しんできたこと、法的な問題や認知度の低さなど社会的障壁の存在により、性的多数者の人が当たり前に保有する権利が様々な面において保障されていないことなどを知りました。一人一人置かれている状況は異なりますが、LGBTの方々は様々な困難に直面しています。学校や職場、病院、福祉施設などで差別的な言動を受けたり、制度の不備や担当者の偏見に対する不安から民間や公共サービスを受けることができずにいる人、家族や友人、身近な人に理解されず、社会から孤立し、自傷行為に追いやられる人も決して少なくはありません。差別の禁止と平等は、国際人権基準の基本原則であるにもかかわらず、残念ながら日本社会における性的少数者の対応は、依然として人権上の配慮を欠いていると言わざるを得ません。

しかしながら、近年こうした性的少数者の方々の人権に配慮し、理解促進のための啓発活動や当事者に寄り添ったきめ細やかな対応、支援に力を入れる自治体が見られるようになってきました。

幾つか事例を紹介いたします。

茨城県では、都道府県で初めて同性カップルの関係を公的に認めるいばらきパートナーシップ宣誓制度を開始いたしました。茨城県は、SDGsの誰一人取り残さない社会の実現を目指す方針を示し、男女共同参画推進条例を改正し、性的指向や性自認を理由とする不当な差別的な扱いの解消を明文化しております。

近隣の自治体では、三重県伊賀市においても、あらゆる差別を許さず、互いを尊重するまちづくりを目指し、平成28年に同性パートナーシップ制度を導入、市独自でLGBTに対する理解促進のためのリーフレットを作成し、啓発活動を行っております。岐阜県関市は、性の多様性を認め、全ての市民が互いに尊重し合い、誰もが自分らしく暮らせることを目指し、平成28年LGBTフレンドリー宣言を公表、愛知県豊明市も、性的少数者を尊重し、多様な生き方を認めるためのLGBTともに生きる宣言を公表し、両市ともLGBTに対する配慮に向けた取組を実施していくことを宣言しております。

これまで、性的少数者の方々が誤解と偏見による差別の中で生活せざるを得ない状況が続いていたことを考えると、こうした大きな変化の流れが確実に起きていることは歓迎すべきことであると考えます。

本町では、垂井町第3次男女共同参画プランの基本理念の中に人権を位置づけ、その目指す姿を「一人ひとりの人権が尊重され、誰もが自分らしく輝くまち」としています。この指針の下、本町においても性的指向と性自認に対する理解の欠如に基づく差別、偏見、不適切な扱いを解消し、誰もが互いに人格と個性を尊重し、支え合い、多様な在り方を認め合う共生社会を実現していくことが望ましいと考えています。そのためにも、性的少数者の方々の人権に配慮した理解促進のための啓発活動や当事者に寄り添ったきめ細やかな対応のより一層の推進が重要と考え、2点質問をさせていただきます。

まず1点目、性的少数者を理解するための啓発活動について。

性的少数者の中には、いまだ無理解から来る差別や偏見に苦しむ方々がいらっしゃいます。全町的にこうした差別や偏見をなくし、LGBTに対する正しい理解と意識を深めるには町職員や教育現場における研修、町民向けの講演会等を定期的の実施し、啓発に努めるべきと考えますが、本町の取組についてお伺いいたします。

2点目といたしまして、性的少数者に寄り添ったきめ細かい支援について。

先ほどもお話しさせていただきました関市や豊明市のように、LGBT支援を宣言する自治体や、性的少数者専門の相談窓口を設ける自治体、性的少数者へ配慮し、各種証明書から性別欄を削除する自治体、そして茨城県や伊賀市のように同性パートナーシップ制度を導入する自治体など、全国で性的少数者に配慮した施策に取り組む自治体が増えてきております。

特に、同性パートナーシップ制度は、令和5年6月時点で全国328の自治体が導入しており、その広がりを見せております。こうした他の自治体の取組を参考に、本町においても性的少数者に寄り添った支援を積極的に進めるべきと考えますが、本町の現状の取組と同性パートナーシップ制度に関する見解をお伺いいたします。よろしくお伺いいたします。

○議長（若山隆史君） 町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 中村議員の大きい質問の1点目、奨学金返還支援制度について。

奨学金返還に苦しんでいる若者の負担を軽減するとともに、地方創生の観点から若者の地方

定着を促す本制度を垂井町でも実施する必要があるのではないかについて、私のほうからお答えをしたいと思います。

国が実施をいたしました支援制度を活用した方へのインタビューでは、奨学金返還に不安を感じていたので、本制度を利用できる企業であることは就職先を決める上で後押しになりました。また、返還するため無理のない計画を立てることができたため、結婚も現実的に考えられるようになりましたなどの声が寄せられておるようでございます。このような声からも、若者への奨学金返還支援は地方企業への就職を促し、若者の人生設計を支援し、また地方への定着を促進するきっかけとなり得る制度であると、そのように思っております。

垂井町が令和3年度に実施をいたしました垂井町人口減少要因分析業務報告書によりますと、若い年代に転出超過が多く、高校卒業後の就職、進学、大学卒業後の就職、結婚、出産後の住み替えといったライフイベントが人口動態に大きな影響を与えていると分析されておるところでございます。

人口減少が進む中にありまして、一度地元を離れた学生の皆さんに将来垂井町へ帰ってきて定住していただく、そして、また地元企業への就職を選択していただくために奨学金返還支援制度の活用は一つの大変有効な手段であると、そのように考えております。

支援の取組につきましては、例えば奨学金返還支援を行う企業に対する支援の方法や居住要件、年齢要件の設定などなど、様々な手法で実施されておりますことから、他の自治体の先進事例を参考にしながら垂井町におきましても本制度について関係する機関、あるいは団体等の意見も十分踏まえながら調査・研究を進めてまいりたい、そのように考えておりますので御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、そのほか、2点目等々につきましてはそれぞれ所管の課長から御回答申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（若山隆史君） 産業課長 小竹武志君。

〔産業課長 小竹武志君登壇〕

○産業課長（小竹武志君） 私からは、中村議員の1つ目の御質問、奨学金返還支援制度について、労働者施策の観点からお答えさせていただきます。

今回御提案いただきました自治体が支援する奨学金返還支援制度につきましては、他の自治体の例を見ますと、未来のまちを担う若者に対するU・I・Jターンの促進や地元定着を目的に制度化されている場合が多いと見受けられます。また、議員から本年3月議会で御提案をいただきました奨学金の代理返還制度を導入する企業への支援制度につきましては、前回お答えさせていただきましたとおり、さきの目的に併せ、企業の人材確保支援や労働者支援の側面もあると考えております。

どちらの制度につきましても、将来の展望を描こうとしている若者の経済的基盤の安定につながり、また前回議員からも内閣府の調査によると返還支援制度がU・I・Jターンの決め手になった。採用活動を有利に進めることができたという声が寄せられているというお話を伺っ

ておりますので、まずは労働者施策として奨学金の代理返還制度を導入する企業への支援につきまして、労働環境整備審議会や企業連絡会などからの御意見も十分いただきながら、検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（若山隆史君） 企画調整課長 小森俊宏君。

〔企画調整課長 小森俊宏君登壇〕

○企画調整課長（小森俊宏君） 私からは、大きい御質問の2点目、性的少数者（LGBT）に対する理解促進と支援についてのうち、1点目の性的少数者（LGBT）を理解するための啓発活動について、垂井町男女共同参画プラン推進の観点からお答えさせていただきます。

昨年度、垂井町第3次男女共同参画プランを作成するに当たり、町内の満20歳以上の男女2,000人に対して実施いたしました住民意識調査の結果では、ジェンダーという言葉の認知度が平成24年の調査時は23.2%であったのに対し、今回は73.0%と大幅に高まり、LGBTの言葉の認知度も68.6%と高まっていることが分かりました。

また、本年6月に国会でLGBT理解増進法が可決されたことなどから、LGBTなどの多様な性への関心が高まってきています。その一方で、社会の理解が十分に追いついていないために、偏見を持たれたり、性の区分を前提とした社会生活上の制約を受けたりするなどの問題があり、住民意識調査の結果では、性的少数者が暮らしやすい社会にするために必要な意識啓発や支援について、相談できる窓口の設置が40.3%で最も多く、次いで幼少期からの教育の充実、気持ちや情報を共有できる居場所づくりなどの意見が上がっています。

このような現状の中で、本町といたしましては、広報「たるい」のまちのお知らせ欄に毎月男女共同参画に関する記事を掲載しており、今月号の広報「たるい」では、LGBTなどの多様な性の在り方を理解し、認め合う社会の実現を啓発する記事の内容を掲載したところでございます。今も根強く残る無意識の偏見などに対する意識改革を推進するため、今後も啓発活動にしっかりと取り組んでまいります。

町職員の研修につきましては、過去に岐阜県が主催するLGBTをテーマとした人権講演会等へ職員を出席させることがございましたが、令和2年度以降はコロナ禍の影響などにより開催が見送られてきたことから、参加の実績はございません。しかしながら、このような研修に参加することは、正しくLGBTを理解するために有効であると理解しておりますので、今後、研修会や講演会が開催される場合には、総務課とも連携を図りながら職員の研修の一環として積極的に参加し、LGBTに関する知識の習得に努めてまいりたいと考えております。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（若山隆史君） 教育次長 小川裕司君。

〔教育次長兼学校教育課長 小川裕司君登壇〕

○教育次長兼学校教育課長（小川裕司君） 私からは、中村議員の2つ目の御質問、性的少数者（LGBT）に対する理解促進と支援についての1点目、性的少数者（LGBT）を理解する

ための啓発活動についての中で、教育現場における取組についてお答えいたします。

学校では、LGBTや性同一性障がいなどによる児童・生徒への適切な対応ができるよう、平成28年4月文部科学省が教職員向けに作成した性同一性障がいや性的指向、性自認に係る児童・生徒に対するきめ細やかな対応等の実施についての手引書を基に、これまで性的マイノリティーなどに対する正しい理解に努めてきたところでございます。

この手引書には、性的マイノリティーに関して教職員が持つ疑問や、学校における支援体制について、またLGBTなどに係る児童・生徒への配慮とほかの児童・生徒への配慮との均衡についての考えなど、学校現場で直面する課題の解決方法などがQ&A方式でまとめられています。この手引書を基にした性的マイノリティーを正しく理解しようとする教職員の姿勢や取組は、児童・生徒にも浸透し、例を挙げますと学校で使用する制服について、女子生徒のスラックスの導入や体操服の色の男女の区別をなくすなど、生徒会が中心となり、生徒が自発的に意見を発することで学校において誰もが自分らしく生きられる社会を実現するための行動が自然体で行われるようになってきています。

町教育委員会としましては、引き続きこの手引書を活用し教職員に対する研修を行い、性的マイノリティーなどに対する正しい理解を一層深めますとともに、児童・生徒への必要となる支援についても十分に配慮し、進めてまいります。さらに、不安や悩みを抱える子供たちが相談しやすいようスクールアドバイザーによる学校訪問や相談窓口の呼びかけなども積極的に行ってまいりますので、よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 生涯学習課長 桑原和弘君。

〔生涯学習課長 桑原和弘君登壇〕

○生涯学習課長（桑原和弘君） 私からは、中村議員の2つ目の御質問、性的少数者（LGBT）に対する理解促進と支援についてのうち、性的少数者（LGBT）を理解するための啓発活動についてお答えさせていただきます。

教育委員会では、社会教育を推進するため、社会教育の方針と重点を示しており、人権が尊重される明るい地域社会づくりの推進を重点の一つとしております。その中で、人権教育促進会議を中核とし、家庭、学校、地域社会への人権啓発及び人権教育の促進を図るため、人権フォーラムの実施、人権啓発作文、人権ポスター、わが家の人権標語を活用した事業を展開し、人権啓発並びに人権教育の推進をしております。性的少数者LGBTの方々の人権をはじめ、17の人権課題の解決に向けての啓発活動は重要な町の施策であります。

人権教育に関する活動や取組を理解する場として、例年、垂井町人権教育促進会議を開催しております。会議では、人権教育促進事業計画や啓発活動について議論していただいております。

毎年12月4日から10日は人権週間であり、その啓発のため、広報「たるい」と人権啓発リーフレット「心のふれあう豊かな人権尊重のまち」を全戸配付しております。リーフレットには、人権啓発ポスターと人権標語の優秀作品とともに、法務省が定めます17の人権啓発活動強調事

項を掲載しているところでございます。令和5年度の人権啓発活動強調事項としましては、女性の人権を守ろうをはじめ17項目が上げられております。その中に、昨年度は性的指向及び性自認、性同一性を理由とする偏見や差別をなくそうと示されておりますが、令和5年度は性的マイノリティーに関する偏見や差別をなくそうと改められております。こうした17の項目を自分の課題として捉えていただくために、「誰か」のことじゃない。幸せな暮らしをしたいという人権啓発キャッチコピーも併せて啓発しております。

また、教育委員会としましては、全ての人への思いやり、そして幸せを～気づきから行動へ～をテーマに人権フォーラムを開催しております。フォーラムでは、例年様々な人権課題の中からテーマを決め、啓発ビデオの視聴、講師による講話、意見交換会などを実施しております。昨年度は、外国人、障がい者、部落差別、インターネットでの誹謗中傷を取り上げてまいりました。今後は議員御指摘の性的少数者（LGBT）に関する課題を取り上げる方向で考えてまいります。

これらの取組によりまして、性的少数者（LGBT）への差別や偏見を解消するための人権啓発活動に積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 健康福祉課長 酒井明美君。

〔健康福祉課長 酒井明美君登壇〕

○健康福祉課長（酒井明美君） 中村議員の大きい2つ目の御質問、性的少数者に対する理解促進と支援についてのうち、2点目の性的少数者に寄り添ったきめ細かい支援についてお答えをさせていただきます。

性的少数者の方々が差別や偏見に苦しんでおられることなどは報道など様々な情報により理解はしておりますが、町内で性的少数者の方がどれくらいお見えになるのか把握は困難な状況でございます。

このような中、県では9月1日から岐阜県パートナーシップ宣誓制度が開始されたところでございます。

制度の概要でございますが、パートナーシップの関係にあるお二人が知事に対して宣誓することで受領証が交付されます。交付された受領証を提示することにより、行政や民間においてサービスを利用することができるものでございます。本町では、この趣旨を踏まえ、受領証の提示により、まずは町営住宅の入居申込みを含む4つの事業について手続を可能としたところでございます。また、この制度に賛同される医療機関や民間企業も増えつつあるようでございます。

また、パートナーシップ宣誓制度を設けている県内市町村にお話をお伺いしたところ、県と市とそれぞれに手続が必要であることや、受けられるサービスは市内に限られているとの御回答でございました。本町といたしましては、県の制度を十分に活用するとともに、町民の皆様や町内の企業などへの周知、PRに努めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜ります

ようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 12番 中村ひとみ君。

○12番（中村ひとみ君） 前向きな御答弁、大変ありがとうございました。

奨学金返還支援についてであります。今後、本町におきましてこの制度、自治体が支援する制度ができた場合には、企業による支援と併せて将来こういった形で我がまち、我が垂井町や企業が、奨学金の返還支援を受けることができる可能性があるということを我がまちの高校生や中学生、また移住政策を考えれば、我がまち以外の若者にも拡充された本制度について周知してあげることで、卒業後の進路の選択、さらには大学等を卒業した後に居住地の選択に大きな影響力を持つのではないかと思います。

先ほども、町長もそのような思いでお話をされました。これは答弁はよろしいですが、この導入をしていく上で、本当に、支援対象者の要件の設定ですが、要するに今現在、この支援制度を実際に設置している自治体におきまして、要するに、奨学金って古くはみんなが支援してもらえるとより成績優秀者、成績が優秀な方しかももらえないイメージが強いのか、各自治体の対象者の設置要件のハードルが物すごく高いところもあるそうなんです。例えばある自治体では、7から8項目の要件を全てクリアしなければ該当者にならないという、そういう事例も多々ございます。

まず、政府の奨学金返還支援制度の改定の目的は、対象要件の緩和と、対象者を増やし地方創生や若者の負担軽減を行うことで、例えば徳島県のような、県内で3年を超えて就業及び居住する見込みのそれぐらいの対象者のレベルでということ、対象者の門戸を大きく開くことが大切であると感じておりますが、まだまだこれからだと思いますが、その点について少しお話しできれば聞かせてください。お願いします。

○議長（若山隆史君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） 再質問にお答えをしたいと思います。

確かにおっしゃるとおり、仮に可能となった場合には、それを広く宣伝することによって関係する若者も大変喜ぶ、まさしくそのとおりだと思います。

したがって、産業課長の答弁にもございましたとおり、企業連絡会なるものもございしますので、それと労働環境整備審議会、各種の団体・機関がございしますので、十分、その辺は御意見を拝聴したいと思っております。といいますのは、苦学生と言われた時代の方々も大勢働いて労働者の中にもいらっしゃると思いますが、時代の背景の理解、そこに十分理解を賜らないと、自分で勉強のために奨学金を借りて学校を卒業するという一つの課程を皆さんクリアをしてみえた方々が今、大勢まだまだ勤労者の中にいらっしゃいますので、若者だけで、それを面倒を見るということに一気に行く手前として、十分そういった関係機関と議論した上で最終的にどうあるべきかということを決してまいりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（若山隆史君） 12番 中村ひとみ君。

○12番（中村ひとみ君） ありがとうございます。

パートナーシップ制度についてですが、先ほども課長の答弁にございましたように岐阜県でも9月1日から実施されまして、それに伴い、大垣市もパートナーシップ制度を導入されたところでございます。

パートナーシップ制度の導入によりどのようなことがということで、先ほど垂井町としても4項目かな、認めていくというお話がされました。公的住宅の入居申込みとか、例えば公立病院での病状説明や手術の同意など夫婦や血縁者に限られた場面での活用が期待できますし、航空会社のマイレージ共有や携帯電話の家族割サービス、住宅ローン、生命保険などのサービス対象も同時に認められてきております。

ぜひともこの同性パートナーシップ制度、全自治体が取り組むことによってどこに行っても制度を受けられるという形になりますので、ぜひとも垂井町もいち早く制度の導入に踏み切っていただきたいと思います。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（若山隆史君） 9番 乾豊君。

〔9番 乾豊君登壇〕

○9番（乾 豊君） 9番 乾でございます。

議長の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問をしたいと思います。

私からは、次の2点についてお伺いしたいと思います。

まず1点目でございますが、あいさつ条例・おもてなし条例を通したまちづくりについて、2点目は、中学校の部活動が果たしてきた教育的意義の継承・発展について、以上2点についてお伺いをしたいと思います。

まず1点目でございますが、あいさつ条例・おもてなし条例を通したまちづくりについてでございます。

あいさつ条例は、挨拶を通じて人間関係を築き、よりよい地域社会の実現に寄与することを目的とするものや防犯や安心できるまちづくりを目的としたものがありますが、おもてなし条例は、観光振興はもちろんですが、おもてなしという気持ちが魅力あるまちづくりにつながることを目的としたものがあります。

この2つの条例には直接の共通点はありませんが、根底にはまちづくりに重要なのは住民の意識や行動であると考えます。もちろん、まちづくりは住民だけではなく、住民をはじめ、自治体や企業などの協力が非常に重要だと思えます。しかし、自治体も企業も人がいて成り立つものでございます。挨拶は人とのつながりを続けていくことが大切であります。朝、おはようございますから始まり、おやすみなさいまで、一日何回でも挨拶をする場面は出てきます。子供たちは学校では挨拶運動などを設けていますが、子供からお年寄りまでがこれを習慣化させ、垂井町を明るく活気あるまちにしていく必要があると考えます。

そこで、このような条例でもほかの方法でも構いませんが、住民がまちづくりの要であると

いうことを宣言し、安心して住みやすいまちづくりにつなげる可能性をどのようにお考えなのかをお伺いしたいと思います。

続きまして、2点目でございます。

中学校の部活動の果たしてきた教育的意義の継承・発展についてでございます。

今まで中学校の部活動は教育の一環と捉え、主に学校施設を使い、教師が顧問を担い運営してきました。

こうした環境の中、学校側からすれば子供を多面的に捉えることができ、評価や指導を行う上で有益であったと思います。また、子供の側からも同じ地域の異学年、異クラスのチームメートとの交流を通しての人格形成など日常交流が可能だからこそ、その成長ができたと思います。しかし、近年の少子化の進展や教師の業務量拡大と教員配置数の減少が従来型の部活動の持続を難しくしているのではないかと思います。

こうした中、スポーツ庁と文化庁は昨年12月、学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインを策定され、部活動の在り方と教師の働き方改革の指針が示されました。このような状況の中で、垂井町では果たして子供の全人格的成長という部活動が果たすべき教育的目的がなし得るのかお伺いをしたいと思います。

ガイドラインでは、休日の部活動を地域に移行し、平日は学校部活動を存続させる前提で指針が示されていますけれども、これについて、本町ではどのような対応をお考えになるのかお尋ねしたいと思います。

今回の地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインに当たり、町としては、子供及び保護者の意見はどのように聴取され、反映されているのかをお伺いしたいと思います。

以上、2点につきまして質問しますけれども、分かりやすく丁寧に御答弁いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（若山隆史君） 町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 乾議員の1点目、住民がまちづくりの要であるということを宣言し、安心して住みやすいまちづくりにつなげる可能性をどのように考えるかについて、私からは協働のまちづくりといった視点からお答えをさせていただきたいと思います。

垂井町では、御案内のとおりでございますが、町の最高規範でございます垂井町まちづくり基本条例を平成23年4月1日に施行いたしております。この条例の第3条、基本理念でございますけれども、住民はまちづくりの主権者であり、議会や行政とともに、地域特性を尊重した協働のまちづくりを基本とする自治を確立すると規定されておるところでございます。まさに全ての住民がまちづくりの要となりまして、議会、行政と対等な立場で協働のまちづくりを行っていくことを示唆しておるところでございます。

この条例の住民とは、町内に住む人、町内で働く人や学ぶ人、町内で事業や活動を行う法人やその他の団体等を含むと定義されております。垂井町を取り巻く環境が非常に厳しさを増す

中がございますけれども、私たち一人一人がまちづくりの主演であることをいま一度再認識いたし、住民、議会、行政が協働でこれからのまちづくりを考え、安心して住みやすいまちづくりを進めていくことが大変重要であろうかと、そのように考えております。それぞれ別の方法等でも構いませんという御質問でございましたので、私からは、まちづくりの視点から御回答させていただきます。

なお、そのほかの質問等々につきましては、それぞれの所管から御回答申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（若山隆史君） 産業課長 小竹武志君。

〔産業課長 小竹武志君登壇〕

○産業課長（小竹武志君） 私からは、乾議員の1つ目の御質問、あいさつ条例・おもてなし条例を通したまちづくりについて、観光振興におけますおもてなしの観点からお答えさせていただきます。

観光振興におけますおもてなしにつきましては、町または町観光協会におきまして、様々な取組を行っております。そのうち、町としての代表的な取組といたしましては、垂井町観光ガイド養成講座の開催が上げられます。本講座は、観光客の受入れ環境の整備を図るため、町観光協会や垂井町街角案内の会、地域の方々など様々な方々に御協力をいただきながら令和元年度から実施しており、これまで総勢65名の方々に受講していただきました。

内容といたしましては、町の歴史、文化といった観光資源につきまして、座学や現地で知識を習得していただき、講座を修了された方には修了証をお渡ししております。受講者は、講座を通じて町の観光資源に愛着を持っていただくとともに、ガイドとして本町の魅力をお話いただくことで、より本町に対し誇りを持ち、それを観光客により知ってもらいたいというおもてなしの心が生まれてくると考えております。今後とも、ようこそ垂井町へという温かい気持ちで観光客をおもてなししていただけるよう継続的な施策として展開してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（若山隆史君） 生涯学習課長 桑原和弘君。

〔生涯学習課長 桑原和弘君登壇〕

○生涯学習課長（桑原和弘君） 私からは、乾議員の御質問、あいさつ条例・おもてなし条例を通したまちづくりについてと中学校の部活動が果たしてきた教育的意義の継承・発展についてお答えさせていただきます。

まず、1つ目の御質問、あいさつ条例・おもてなし条例を通したまちづくりについてのうち、生涯学習課として推進している内容を御紹介させていただきます。

教育委員会では、社会教育を推進するため、社会教育の方針と重点を示しており、挨拶、声かけから始まる青少年健全育成の取組を重点の一つとしております。

この重点を踏まえて、園・小中・18までの連携協議会と連携し、いつでも、どこでも、誰と

でも行う挨拶活動の展開をしております。また、安心して住みやすいまちづくりにつながる、かけてもらってうれしかったあったかい言葉を募集するとともに、広報「たるい」等への掲載を行うなど「あったかい言葉がけ運動」を推進しております。平成25年度の応募数は1,968点でしたが、昨年度の応募数は8,122点と当初から4倍を超えており、運動の広がりを感じているところでもあります。地域におきましては、子供の見守りをしていただける皆様が積極的に挨拶や声かけを行っていただいております。改めて感謝申し上げます。また、垂井町に引っ越してこられた方から、下校途中の子供たちの元気のよい挨拶に何とすばらしい地域だろうと感心したという感動的な手紙を学校のほうに届けていただいたこともあります。

挨拶は、安心して住みやすいまちづくりにつながる大切な活動であると思います。今後も挨拶をはじめ「あったかい言葉がけ運動」を通して、温かい人間関係にあふれた住みやすいまちづくりにつなげていきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

2つ目の御質問、中学校の部活動が果たしてきた教育的意義の継承・発展についてお答えさせていただきます。

中学校の部活動につきましては、中学校の学習指導要領で、各教科、特別の教科道徳、特別活動など生徒が必ず履修しなければならない教育課程には位置づけられておりません。しかし、生徒の自主的、自発的な参加によって行われ、体力づくりや技術の向上はもとより責任感や連帯感の涵養、学級や学年の異なる集団での活動を通した人間形成の機会でもあり、生徒にとって豊かな学校生活を実現する役割を果たす、意義ある教育活動であると規定しています。部活動を通して、子供たちはこれまで生きる力を育成するとともに、個性や能力の伸長を図ってきたと認識しております。

一方で、令和4年にまとめられました運動部活動、文化部活動の地域移行に関する提言では、今後学習指導要領を改訂する際には、部活動に関わる規定について抜本的な見直しをするよう提言しています。こうした国の提言や動向を踏まえまして、岐阜県は、令和5年3月に岐阜県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインを策定いたしました。

そこで、御質問の1点目、このような状況の中で垂井町では、子供の全人格的成長という部活動が果たすべき教育的目的がなし得るのかについてお答えいたします。

ガイドラインの基本方針では、学校部活動も新たな地域クラブ活動も、生徒の生きる力を育成するとともに、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資する運営・指導に徹することにより、生徒の個性や能力の伸長を図る活動であると示しています。そして、新たな地域クラブ活動は、従来の学校部活動に代わり、運営団体の管理下で、社会教育の一環として学校と地域との連携・協働によって整備するクラブであり、学校部活動の教育的意義を継承・発展させながら行うものであるとしています。

こうしたことを踏まえ、部活動の地域移行はこれまでの部活動の在り方を大きく転換するものではありませんが、中学校、移行先、保護者、私ども行政などの関係者が連携しながら部活動

が持つ教育的意義について共通に理解し、移行に向けて慎重に進める必要があると認識しております。

御質問の2点目、休日の部活動を地域に移行し、平日は学校部活動を存続させる前提で指針が示されていますが、垂井町ではどのような対応を考えているのかについてお答えします。

今回の部活動の地域移行につきましては、ガイドラインでも休日における部活動の地域移行が示されております。本町におきましても、学習指導要領に基づき、平日の部活動はこれまでどおり学校の管理下で行っていくことを考えております。

御質問の3点目、地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインに当たり、町としては、子供及び保護者の意見はどのように聴取され反映されているのかについてお答えいたします。

部活動の地域移行が話題になり始めました令和3年度から昨年5月にかけて、保護者クラブの代表者、部活動の顧問の先生、社会人指導者の方を対象にアンケート調査を実施し、部活動の実態や、保護者クラブが運営する休日の活動に関わる課題、部活動の地域移行に関する運営方法や問題点などを整理してまいりました。アンケートでは、今後のクラブ運営はどうなるのか、スポーツ少年団組織のような資格保有者が必要になるのではないか、大会運営は教師が行っているが、指導者が行うとなるとかなりの負担を感じるなどがありました。

また、昨年8月には保護者クラブの代表者、社会人指導者、中学校の校長先生、教頭先生、部活動担当の先生を対象に説明会を開催し、国及び県の動向、近隣市町の現状、垂井町における部活動の現状、地域移行の課題などについて共通認識を深めるなどの取組も行ってまいりました。

中学校の部活動におきましては、先月中体連の大会が終了し、3年生が引退し、2年生を中心に新チームで活動を始めております。あわせて、部活動のない休日にお力添えをいただいております保護者クラブなども新体制で取組を始められておられます。こうしたことから、今後ガイドラインの内容や他市町の状況などを踏まえながら、学識経験者や関係者による委員会を設置し、様々な側面から課題を整理するとともに、これまでのアンケートに加えて生徒及び保護者へのアンケート調査の実施も検討してまいりたいと考えております。

今回の部活動の地域移行につきましては、これまでの部活動の在り方を大きく転換するものでございます。垂井町の実情に応じた地域クラブ活動の在り方を検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 9番 乾豊君。

○9番（乾 豊君） 御答弁ありがとうございました。

特にあいさつ条例につきましては、町長からもお話がございましたが、挨拶の大切さというのは非常に私も思っております。家族の中、あるいは子供の中、それぞれやっぱり挨拶というのは非常に大事ななあということをつくづく思います。どうか、これは役場の庁舎内部も含めてですけれども、職員に対する挨拶によってコミュニケーションができるんじゃないかと思

ますので、それらも含めて今後とも挨拶については御検討いただきたいと思ひます。

それでは、再質問させていただきますけれども、今御説明がございましたが、地域クラブによる部活動の運営方針に教育的配慮を盛り込むのは、これは誰の責任で行うのかということもお伺いしたいと思ひますが、よろしくお願ひいたします。

○議長（若山隆史君） 教育長 和田満君。

○教育長（和田 満君） 乾議員の再質問にお答えいたします。

教育的配慮を盛り込むのは、誰の責任で行われるのかという御質問でございます。

議員御紹介のとおり、スポーツ庁、文化庁から国のガイドラインができて、先ほど課長が答弁しましたように、これは岐阜県のガイドラインでございます。これに基づいて粛々と進めてまいりたいと考えておりますが、ガイドラインには、新たな地域クラブ活動は、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、学校と連携し運営を行うと示されておりまして、全てを地域クラブに任せきりではなく、学校と連携して子供たちの成長のための活動に取り組むということが示されております。また、この中には成長期にある生徒が過度の練習によってスポーツ障がい、あるいは事故につながることを防止すること、そしてバランスの取れた心身の成長ができるようにすることが示されております。

今申し上げましたようなことを踏まえまして、例えば、活動時間及び休養日の設定、適切な活動内容などの教育的配慮につきましては、先ほどお答えさせていただきました学識経験者、関係者によります委員会を設置いたしまして十分検討いたしまして、最終的には教育委員会の責任でもって垂井町の地域クラブ活動に関わる規約の中に盛り込んでいきたいと考えているところであります。よろしくお願ひいたします。

○議長（若山隆史君） 9番 乾豊君。

○9番（乾 豊君） ありがとうございます。

本当に地域クラブにつきましては今、これからでございますけれども、部活動の責任の問題、あるいは運用費用等々出てくると思ひますけれども、これも一つ、町内だけじゃなくてクラブも中学校も含めて歩調を合わせていただきながら、地域クラブの実現に向けて至急に考えてもらいたいと思うんですけれども、これにつきましてはどうでしょうか。

○議長（若山隆史君） 教育長 和田満君。

○教育長（和田 満君） 乾議員の再質問にお答えをいたします。

この学校部活動の地域移行に係りましては、垂井町のみならず全国の市町村でその対応を求められているところであります。先日も東海北陸の町村教育長が集まって協議をした中に、こうした内容の取組についても交流を図ってまいりましたし、西濃地区の教育長会の中でも、この大きな課題をどう捉えていくのか、そして対応をどうしていくのかについては随時情報交流をしているところであります。

また、実際に現在町内の中学校におきましても、関ヶ原中学校をはじめ、校長同士の了解の上で他の市町の中学校と合同の部活動を行いまして大会に出場している状況であります。現在

お隣の教育委員会につきましても本町と同じように、平日の学校部活動を継続しますとともに、休日の地域クラブ活動の規約の作成に向けて準備をしているところでございますので、これからも随時近隣市町と情報交流しながら取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 9番 乾豊君。

○9番（乾 豊君） 教育長、どうもありがとうございました。

大変でございましょうけれども、ぜひぜひ早く進めていただきたいというふうに思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（若山隆史君） 5番 小宅宏君。

〔5番 小宅宏君登壇〕

○5番（小宅 宏君） 5番 小宅宏です。

ただいま議長の許可を得ましたので、一般質問を開始させていただきます。

私は、高過ぎる国民健康保険税の引下げについて、高過ぎる国保税が住民の命と暮らしを脅かす点について発言をいたします。

国民健康保険には、市町村と都道府県とが共同で運営する市町村国保と建設国保、美容師国保など各業界による組合金保があります。保険税の値上げが地方制度の大問題となっているのは市町村国保で、市町村国保について述べます。

誰もが一度はお世話になる医療保険、日本の公的医療保険では、会社員、公務員とその扶養家族は、協会けんぽ、組合健保、共済組合などの被用者健康保険、健保に加入して医療を受けます。

75歳以上の高齢者、65歳から74歳の障がい者の方は後期高齢者医療制度に加入させられます。

国保はこれらの制度に入らない、全ての国民のための医療制度です。現役時代は健保に入っていた人も、年金生活者になると多くは国保に加入します。国保は誰もが一度はお世話になる医療保険であり、国民皆保険を土台から支える制度と言えます。

現時点の日本全体の被保険者数は2,600万人です。保険料は市町村ごとに決定、国保の保険料は市町村ごとに決められ、国民健康保険料または国民保険税として世帯単位で徴収されます。この国保料が高過ぎて払えないことが各地で大問題になっています。

同じ年収、世帯構成で保険料が2倍の場合も、例えば給与年収400万円、4人世帯、30代夫婦、小学生2人のお子さんを持つ家族は、岐阜市では年間35万1,500円、大垣市では年間37万8,800円、本町、垂井町では38万3,000円、2023年度国民健康保険料でございます。

同じ年収、世帯構成で協会けんぽ加入世帯は、年間で19万6,000円です。いずれも2倍近く国保は高くなっています。

同じ年収、家族構成の世帯が、加入する医療保険が違っただけで保険料負担が2倍前後と違うというのはまさに制度間の格差、不公平と言えるでしょう。

全国200万世帯12%が滞納、保険証取上げ等ペナルティーで深刻な事態も起きております。この高過ぎる国保税を払い切れない滞納は、2021年6月時点で208万世帯、全加入世帯の12%にも上ります。

国保には低所得世帯の保険税を減額する法定軽減制度、7割・5割・2割の仕組みがありますが、その上でこれだけ滞納が生じている事態は深刻です。国保には、滞納世帯から正規の保険証を取り上げ、3か月、1か月などに期限を区切った短期保険証や、医療機関の窓口で医療費の全額を支払わせる資格証明書に置き換えるペナルティーの仕組みがありますが、21年6月時点で短期保険証は47.7万世帯、資格証明書は9万9,000世帯出ております。そうした中で、正規の保険証を取り上げられた人、無保険になった人が受診遅れのために死亡した事例が全日本民医連加盟の医療機関だけでも1年に45人に上るなど、深刻な事態も起こっています。これは2021年の調査でございます。

高過ぎる国保税は、まさに住民の暮らしと命を脅かす重大問題です。それは格差と貧困をますます深刻にする重大要因にもなっており、これ以上の放置はできません。なぜ国保税高騰が続くのか。国保税の高騰を招いた大きな要因は、国の予算削減と加入者の貧困化、高齢化、重症化です。自民党政権による国庫負担削減。今の国保制度がスタートしたのは1961年ですが、当時首相の諮問機関であった社会保障制度審議会は、零細業者、日雇労働者、無職者など低所得の被保険者が多く、保険料に事業主負担がない国保を運営するには、相当額の国庫負担を投入し、保険料を低く抑える必要があるという立場を明確に打ち出していました。国民健康保険は、被保険者に低所得者が多いこと、保険料に事業主負担がないことなどのため、どうしても相当額国庫が負担する必要がある。社会保障制度審議会、1961年勧告でございます。

ところが、自民党政権は1984年の法改定で、国保への定率国庫負担率をそれまでの総医療費掛ける45%から総医療費掛ける38.5%に削減したのを皮切りに、国庫負担を抑制し続けました。国保加入者の中心が農家、自営業者から無職、非正規労働者に変化を大きくしました。

その一方、国保制度はスタートから半世紀の間に、国保加入者の状況は大きく変化しました。1960年代、国保加入者世帯の構成は4割超が農林水産業、2割から3割が自営業で、合わせて7割を占めていましたが、2020年度は年金生活者などの無職が43.5%、非正規労働者などの被用者が33.2%、合わせて8割弱となっております。ちなみに、2020年の農林水産業は2.3%、自営業は16.6%でございます。

かつては農家と自営業の保険であった国保は、今では無職と非正規の保険になったと言えます。このように加入者の構成が劇的に変わる中で、加入世帯の平均所得が大きく減りました。

国保加入世帯の平均所得は、1990年は年間240.5万円でしたが、2020年には136万円となっております。この30年の間には、後期高齢者医療制度の導入により国保から75歳以上の低年金、低所得者が大量に離脱するという制度の改定もありました。2008年度です。にもかかわらず、加入世帯の平均所得が減り続けているという事実に加え、加入者の貧困化と深刻さが表れています。

所得減の下、保険料は1.5倍に、1990年から2020年度の30年間に国保加入世帯の平均所得は

100万円以上も減りましたが、同じ時期に1人当たりの保険料額は6万2,000円から9万6,000円と1.5倍に跳ね上がりました。滞納が増えるのは当然です。

国保税には事業主負担がなく、被保険者の人数に応じてかかる均等割など、健保にない賦課の仕組みがあるため、もともと他の医療保険より負担が重くなる傾向がありました。この間、国保に対する国の責任後退と国保加入者の貧困化、高齢化、重症化が一体に進む中で、国保税の高騰が止まらなくなったのです。

地方団体も、構造問題、抜本的な財政基盤の強化が必要と主張しております。

2014年、国保の都道府県化に向けて国と地方の代表が国保の制度改革を議論する場では、全国知事会、全国市長会、全国町村会など地方団体から、加入者の所得が低い国保が他の医療保険より保険料が高く負担が限界になっているのは国保の構造問題であるとし、国保を持続可能とするには被用者保険との格差を縮小するような抜本的な財政基盤の強化が必要という主張が出されました。

その議論の中で、全国知事会は、国保税を協会けんぽの保険料並みに引き下げのため、1兆円の公費負担を行うよう政府与党に要望しました。国保新聞2014年7月10日号、加入者の所得は低いのに保険料は公的医療保険で最も高い。これこそ国保の構造問題であり、制度の持続可能性と国民皆保険の基盤を脅かす重大問題であることが国に突きつけられたのです。

地方団体から追及を受けた政府は、国保に構造問題があることを認めざるを得なくなりましたが、その打開、解決を求める要求に応えないまま、国保の都道府県化を決めました。しかし、その後も全国知事会や全国市長会は、毎年の政府への要望で、国保の財政基盤を抜本的に強化するための定率国庫負担、公費負担の引上げを求め続けています。

国保制度の改善の焦点、具体的課題。

その中心点は、2014年の全国知事会の提言を土台に、国保への1兆円の公費負担増を行うことで高過ぎる国保税を協会けんぽの保険料並みに引き下げることです。1兆円の公費投入が行われれば、被保険者数の数に応じて人頭税のようにかかってくる均等割、各世帯に定額でかかる平等割という、健保にはない逆進的な保険料賦課の仕組みを全廃することができます。この改革とともに、生活困窮者の国保税を免除する国の制度をつくる、滞納者から保険証の取上げを規定した法規定を改正し問答無用の保険証の取上げをやめる、差押えなどの強権的な取立てをやめさせる、自治体独自の負担軽減の取組を維持、強化するために力を尽くすことです。

私の提案としまして、町独自の取組として、国保加入者世帯の子供の均等割の無償化、子供はゼロ歳から18歳です。赤ちゃん、こども園の生徒、小学生、中学生、高校生の無償化と軽減、これは半分です、を提案したいと考えます。

次のことを質問いたします。

本町における国保に加入している世帯数。本町における国保の加入している18歳以下の子供がいる総世帯数。3番目、18歳以下の子供の総人数、18歳以下の子供の均等割を無償化した場合の総費用、半額免除した場合の総費用を質問いたします。

子育て支援の施策として、とても有効であると考えます。また、それを支える財源として国民健康保険基金4.5億円、2022年度国民健康保険特別会計の歳入歳出差引額2億9,258万3,000円、3番目に財政調整基金14億760万円の一部を活用することを提案いたします。

○議長（若山隆史君） 住民課長 岡野文紀君。

〔住民課長 岡野文紀君登壇〕

○住民課長（岡野文紀君） 私からは、小宅議員の国民健康保険税の引下げについての御質問につきましてお答えさせていただきます。

まず1点目の国民健康保険に加入している総世帯数についてですが、令和5年8月31日現在において、3,134世帯でございます。また、参考として垂井町の世帯数は1万666世帯、国民健康保険の被保険者数は4,730人でございます。

2点目の18歳以下の子供がいる総世帯数については、垂井町全体では2,080世帯、うち国民健康保険加入世帯は166世帯でございます。

3点目の18歳以下の子供の総人数については、垂井町全体では3,609人、うち国民健康保険被保険者は276人でございます。

4点目の18歳以下の子供の均等割額を無償化した場合の総費用についてですが、試算した結果は約630万円、半額免除した場合の総費用については約283万円でございます。なお、このうち未就学児、ゼロ歳から6歳にかかる国民健康保険税の均等割額は、国の制度改正に伴い、令和4年度から5割軽減しております。

均等割額の賦課や未就学児に係る軽減措置は法令に基づくものであり、国の基準を超えて軽減することはできないこととなっております。未就学児の均等割額の軽減割合を5割とした理由を国は、国民健康保険では全ての世帯員が等しく保険給付を受ける権利があるため、均等割額として世帯の人数に応じた応分の保険税の御負担をいただく必要があるとし、軽減割合については、こうした均等割額を設けている趣旨から所得の低い方にも一定割合の御負担をいただいていること等も考慮して、その全額を免除することは適当ではないとし、均等割額の半額を軽減することとしています。

また、団塊の世代が後期高齢者医療に移行していること、社会保険の適用拡大などにより、年々被保険者数は減少しておりますが、医療の高度化や被保険者のうち中高年齢者が占める割合が高くなることに伴い1人当たり医療費は高くなり、全体の保険給付に要する総費用は大きく減少する見込みはございません。仮に保険税の増額が必要となった場合において、急激な引上げによる負担を抑制するため基金を活用してまいります。

また、財政調整基金については、災害などやむを得ない理由で財源不足が生じた年度に活用するものであって、国民健康保険の被保険者に活用する場合には国民健康保険基金を活用することになります。

議員御質問の均等割額の免除につきましては、これらのことや県の国民健康保険運営方針において、県内市町村の保険料水準の統一を目指すことが示されていることも考慮しますと、均

等割額を免除することについては現時点では難しいと考えております。

なお、子供・子育て支援の拡充として、令和5年4月から出産育児一時金が42万円から50万円に引き上げられ、令和6年1月からは、出産する被保険者に係る産前産後期間の所得割額と均等割額を免除する制度が始まります。

町としましては、こうして国の制度改正も踏まえて、将来を見据えて国民健康保険の健全で安定的な財政運営を行うために、医療費の適正化対策、加入者の負担を考慮した税率の見直しなどに取り組むとともに、軽減対象範囲などの拡充を今おっしゃっていただいた国や県に要望してまいりたいと考えていますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（若山隆史君） 税務課長 桐山裕次君。

〔税務課長 桐山裕次君登壇〕

○税務課長（桐山裕次君） 私からは、小宅議員の御質問、18歳以下の子供の均等割を町独自の取組として無償化、もしくは半額を減免することへの早期検討と実施についてのうち、町税及び国民健康保険税に係る賦課を所管する立場から、減免制度についてお答えさせていただきます。

国民健康保険制度は、高齢者の方や子供といった所得がない者にも給付を行うこと。また資格の取得等各種届出義務や給付の請求義務等が世帯主にあることから、主たる生計維持者である世帯主に国民健康保険の納税義務を課しております。

垂井町の国民健康保険税は、所得割、平等割、そして均等割を合算した金額から算定しており、議員御指摘のとおり、均等割は18歳以下の子供を含めた全ての被保険者の人数に応じて算定しております。また、保険料算定時には、被保険者の所得金額や被保険者の数に応じ、均等割及び平等割を2割・5割・7割を減額する措置も講じられております。あわせて、令和4年度分の国民健康保険税の算定からは、小学校就学未満の子供の均等割についてはさらに半額とする措置が講じられたところでございます。

これら減額措置は、上位法となる政令で定める基準に従い税賦課徴収条例に定められたものであり、国の基準を超えて市町村独自に保険税額を減額賦課することはできない仕組みとなっております。

また、町ではこれら保険税の減額措置とは別段の措置といたしまして、減免規定が条例で定められております。現行の垂井町における国民健康保険税における減免制度は、垂井町税賦課徴収条例第180条の規定により、災害その他特別の事情がある場合において減免を必要とする者と認められる者、また貧困により生活のために公私の扶助を受ける者を対象としたものでございます。

減免制度の本旨は、議員から御提案がございました18歳以下の子供の均等割の減免制度を新たに整備し、無償化を実現するといった特定の対象者にあらかじめ画一的な基準を設けて減免するといったものではなく、個々の事情や実態に即して対応することが求められています。

また、新たな減免制度の創設は、既に施行されている減免制度の趣旨や、納税義務者間の税

負担における均衡を失しないよう十分に配慮することが必要でございます。現行において、垂井町の単独政策による国民健康保険税の均等割減免制度の実現は課題もあり、難しいと考えておりますが、今後は機会を捉えて国や県に対して当該減額制度が国民健康保険制度として実現するよう要望してまいりたいと考えています。何とぞ御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 5番 小宅宏君。

○5番（小宅 宏君） 住民課が答えられた御答弁の中で、国保に加入している子供の均等割の無償化の財源は630万円という回答をいただきました。

それで国民健康保険基金の財源は、現在4.5億円あります。単純に割りますと国民健康保険基金の1.4%を活用するだけで、この年間630万円の財源が生まれてくるというふうに、単純計算でもあります。

今は本当に全国で滞納、いろいろなペナルティーもあって、そういうことで今、物価高騰で苦しんでいる今こういう施策をやるのが非常に重要だと考えます。

そして、子育て支援の立場からも子供がたくさん、これからは少子化対策のためにも子供を増やさなくちゃいけない。それが、国保加入者だと垂井町では年間子供1人で3万6,200円も均等割を取られます。ですから、そういう意味でも子育て支援の立場から垂井町独自の取組としてぜひ行ってもらいたいということ、確かに、国はそういう御答弁だと思うんですけども、そういう垂井町独自で1.4%を取り崩すだけでも、国保加入者の18歳までのお子さんの無償化ができるわけですから、この点についても、町長、担当の子育て推進課長のお考えも聞かせていただきたいというふうに思っております。

○議長（若山隆史君） 住民課長 岡野文紀君。

○住民課長（岡野文紀君） 小宅議員の再質問にお答えさせていただきます。

先ほど申しあげました18歳以下の子供の均等割額、無償化した場合630万円ということで、今現在の国保基金の1.4%ということで、できるのではないかというような御提言もいただいたかと思えます。

先ほど申しあげましたとおり、国保基金につきましては、今後県への納付金等々の値上がりの際に保険税が、一気に負担を皆様に求めるのではなく、一旦こうした基金を活用しながら保険税の見直し等々の今後の検討として少し蓄えているというとあれですけど、基金として積み立てておりますので、この基金をとということで先ほどの御答弁を申しあげました。少し、この今の子育て世帯にということでは、活用は現時点では難しいという発言をさせていただきました。

確かに、今後の子育て世代に対する支援としてこういった、有効かとは思いますが。ただ、今後、先ほど申しあげましたとおり国のほうでもですね。産前産後の休暇を取得される方へのそういった軽減措置等、制度化もしておるところもまた事実でございますので、今後そういった国の動向も踏まえて、議員御提言の話もお伺いしながら、こちらの国保運営の調査・研究に努めてまいりたいと思っておりますので、御理解賜りたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（若山隆史君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） 小宅議員の再質問にお答えをしたいと思いますのですが、先ほど課長が申しましたとおり、子育て世代に対する支援としてはとてもいい御発想であるなどと思って提言を聞いておりましたが、冒頭に議員のほうからも触れられましたとおり、現在における我が国の保険制度、それぞれ複数ございます。我々が入っておる共済組合もしかりでございますが、そのうちの国民健康保険制度といったようなことから、国、それから県、市町村の財源も投入しておりますことから、加入者の数字を先ほど所管の課長からも申し上げましたけれども、全世帯に関わること、そしてまた、ここだけに手を入れることとなりますと他の保険加入者との、社保、それから健保組合等々、様々な保険組織がございますので、その点、不公平にならないということにも十分留意する必要がありますので、そういったことでもう少し時間を、十分研究しないと、すぐさまその世代のところへ手を入れるというわけにはいかないということで、御回答に代えさせていただきたいと思います。御理解いただきたいと思います。

○議長（若山隆史君） 5番 小宅宏君。

○5番（小宅 宏君） どうも御答弁ありがとうございました。

私は、この問題は大変重要だと考えておりました、今後ともこの要求を、主張を続けていきたいと考えております。

今日はどうもありがとうございました。

○議長（若山隆史君） しばらく休憩いたします。再開は10時55分といたします。

午前10時43分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（若山隆史君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

7番 山田成利君。

〔7番 山田成利君登壇〕

○7番（山田成利君） おはようございます。7番 山田成利でございます。

議長の許可をいただきましたので、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

一般質問、脱炭素化取組について。

まず、1点目は学校施設の省エネ、創エネの推進について、2点目は生ごみ処理の対応について、以上をお尋ねいたします。

地球温暖化対策は、最も重要な環境問題の一つとなっています。最近、7月27日に国連のグテーレス事務総長は国連本部で会見し、地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰の時代が来た。空気が熱過ぎて呼吸できないと警告。各国に対し、言い訳をやめて具体的な行動を取るよう求め、各国の指導者に気候変動対策の強化を求めると情報が発信されました。

垂井町におきましては、町長から、令和5年度施政方針及び提案説明の中でカーボンニュートラルについて示されています。カーボンニュートラルの達成のためには、脱炭素化並びに温

室効果ガスの排出量の削減対策が必要であります。

そこで、脱炭素化取組について2点質問をいたします。

I. 学校施設の省エネ、創エネの推進であります。

教室のエアコン設置や今後見込まれる体育館へのエアコン設置により、使用するエネルギーがますます増加する傾向があります。既にLED照明への切替え及び太陽光発電導入を一部実施されています。

そこで、LED照明への全面切替え、太陽光発電導入などをどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

次に、ごみ処理の対応についてお伺いします。

ごみ問題の中で、新たに食品ロスによる食品廃棄物のCO₂の発生が問題になってきています。食品ロスの内訳は、事業系廃棄物と家庭系廃棄物がありますが、事業系廃棄物については、既に食に関する企業・団体が新しい取組をされています。家庭系廃棄物については、食品ロスの半分が家庭から出ております。

現在、家庭での食べ残し及び厨芥の食物のくずを一般ごみの中に入れて回収してもらい、クリーンセンターで焼却いただいております。クリーンセンターでの生ごみの焼却の問題点として、灯油等に多大なお金をかけて焼却しているとの情報を受けました。こういったこともあり、クリーンセンターへの生ごみを減らすために、生ごみ処理容器に着眼した活動が町内で進められてまいりました。

生ごみ処理容器には、底なしプラスチック容器と段ボール・コンポスト等がありますが、庭がない家庭では段ボール・コンポストを使用し、できた堆肥については、プランターで家庭菜園ができ、お手軽に場所を取らず非常に便利であると認識をされ、平成24年から段ボール・コンポストの使用講習会が随時開催されるなど、ロコミで垂井町全域に認知が進んできたように思います。

現在、それぞれの地域で賛同者が増え、新たな組織団体により生ごみ処理活動が展開され、全町の地域に、それぞれ根づいた活動で進行しています。行政として各種取組団体への支援や、生ごみ処理の推進策をどのように取り組まれるのか、その方向性についてお伺いいたします。

○議長（若山隆史君） 教育次長 小川裕司君。

〔教育次長兼学校教育課長 小川裕司君登壇〕

○教育次長兼学校教育課長（小川裕司君） 私からは、山田議員の御質問、脱炭素化の取組についてのうち、1点目の学校施設の省エネ、創エネの推進についてお答えいたします。

垂井町では、第6次総合計画後期5年計画の中で、7つのまちづくりテーマを定めております。そのうち3つ目のテーマ、都市基盤・環境の3-8環境では、カーボンニュートラルなど地球温暖化対策での新しい取組を周知し、住民一人一人が環境保全への意識を持ち、できることから始めるという意識を広めていくことが必要であると主要課題として位置づけています。

また、文部科学省では、学校施設における子供たちや教職員にとっての快適で健康的な環境

づくりと脱炭素化に向け、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支を省エネルギーと創エネルギーの取組によりゼロにすることを旨とした建築物、学校施設のネット・ゼロ・エネルギー・ビル、ZEB化の推進方策などについて、有識者会議により議論が進められ、本年3月、報告書として取りまとめられたところでございます。

具体的な手法として、省エネの側面からは、屋上防水、外壁塗装、サッシの断熱化や空調、照明設備の高効率化、日差しの遮蔽などが、またエネルギーを創り出す創エネの側面からは、太陽光、風力、バイオマス発電などの導入が上げられているところです。

さて、御質問のありました学校施設のLED照明の全面切替えの考えについては、現在垂井町では、小・中学校の体育館の照明のLED化を進めています。今年度も不破中学校、北中学校が完了し、小・中学校9校のうち5校の体育館がLED照明に切り替わっています。残る4校につきましても、順次LED化を進めていく予定でいます。

一方、校舎につきましては、職員室など一部がLED照明へ切り替わっていますが、児童・生徒が使用する教室などにつきましては、今後切替えの時期、手法など十分に調査・研究し、進めてまいりたいと考えています。

次に、太陽光発電の導入につきましては、環境教育の教材としての活用や環境負荷低減のため平成23年度に府中小学校に、また翌24年度に不破中学校に設置してきたところでございます。他の小・中学校への導入につきましては、設置費用、設置場所の選定や確保、また校舎屋上などへ設置する場合は補強工事が必要となりますので、これらの課題を精査しながら導入について研究してまいります。

いずれにしましても、LED照明への切替えや太陽光発電の導入の取組を実現していくためには、既存学校施設の大幅な改修や設備の整備が必要となります。また、新築工事とは異なり、児童・生徒が在籍する中での改修工事となるなど様々な課題や制約も想定されますことから、今後の事業の実施に当たりましては、財政面、費用対効果、施工方法など、技術的な要素を含めて総合的に検討、判断し、できることから取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 住民課長 岡野文紀君。

〔住民課長 岡野文紀君登壇〕

○住民課長（岡野文紀君） 私からは、山田議員の脱炭素化社会の取組についての2点目、生ごみ処理の対応についてお答えをさせていただきます。

家庭から排出されるごみの中で、水分を多く含む食品などから出る生ごみについては、家庭からの排出ごみ総重量において比重を多く占めております。生ごみの可燃物としての出し方は、町が発行しておりますポスター、ごみの分け方・出し方に、台所ごみは水分をしっかりと切って出してくださいと記載をしております。キュウリ、キャベツや大根などの野菜類についてはおよそ9割が水分とも言われ、水分が残ったままクリーンセンターで焼却しますと、水分を蒸発させる分、多くのエネルギーを消費し、結果処理費用が膨らむこととなります。

町ではごみの減量化対策といたしまして、町内の小・中学校、こども園における給食からは、食料残渣と呼ばれる食材の切りくずや食べ残しが毎日発生しております。これらを回収いたしまして、クリーンセンターに設置してある生ごみ処理機械で堆肥化する取組も行っております。令和4年度では35.68トンの食料残渣を堆肥化いたしました。

次に、家庭において生ごみ処理を促進していくため、2つの補助制度を設けております。

1つ目としまして、生ごみ処理容器等設置事業補助金がございます。

こちらは、ごみの減量化対策として生ごみの家庭処理を推進し、各世帯から排出される生ごみの減量化及び再資源化を図るため、生ごみ処理容器等の購入費の一部を補助する事業でございます。補助対象となる容器等は、議員おっしゃられる底なしプラスチック容器、畑などでよく見られる緑色の釣鐘型のものです。こちらは、底部分がなく水分が地中に浸透し、悪臭、害虫等を拡散させない利点がございます。また、電気を使用したバイオ式、乾燥式などの生ごみ処理機も対象としており、こちらも生ごみを堆肥化、または減量化させることができます。昨年度の実績については、16件の助成をしております。

2つ目としましては、生ごみ減量対策資材補助金がございます。

こちらは、団体に対しまして生ごみ減量対策資材を補助する事業でございます。生ごみ減量対策のため、段ボールや衣装ケースを使用し、堆肥化するための資材購入、あっせんした団体へ補助金を交付するものでございます。昨年度の実績は、3団体に対して8件の助成をいたしております。

町では、10月にも開催します環境フェア、環境に係るミニイベントも随時行っており、段ボールや衣装ケース・コンポストなどを展示し、PRに努めておるところです。今後も各種取組団体への支援や生ごみ処理容器などの設置奨励を引き続き行ってまいります。

こうした補助金等を活用していただき、ごみ減量とともにクリーンセンターの燃焼効率の向上や燃料の削減、CO₂の発生抑制につなげ、ひいては脱炭素化に向けた取組の第一歩を踏み出すきっかけとなればと参加される皆様に呼びかけてまいります。何とぞ御理解を賜りますようお願いをいたします。

○議長（若山隆史君） 7番 山田成利君。

○7番（山田成利君） 御答弁いただきありがとうございます。

それでは、再質問させていただきます。

垂井町としてのカーボンニュートラルの取組姿勢についてお伺いします。

カーボンニュートラルの達成のためには、温室効果ガスの排出量の削減対策並びに温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化対策の2大対策を垂井町全域で推進する必要があると考えております。カーボンニュートラルの温室効果ガスの排出量実質ゼロを達成するためには、垂井町一丸となって長期的な推進が望まれると思っております。町民の方々は、電気代及びガソリンの高騰により、それぞれの御家庭でLEDへの切替え及び無駄な電気を消すということを自主的に実施されてきております。

今後の対応として、行政、企業、町民の方々の協力が必要と考えています。そのため、まちづくり協議会等での出前講座で具体的な説明をすることが効果的であると考えますが、どうでしょうか。

○議長（若山隆史君） 住民課長 岡野文紀君。

○住民課長（岡野文紀君） 山田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

カーボンニュートラルの取組姿勢ということで、具体的にどういったことがということをお聞きしたいかとは思いますが、今おっしゃっていただいた行政、企業、町民ということで、みんなで取り組まなければこういった環境保全、なかなか厳しい、難しいところがございます。

そこで、先ほど少し申し上げましたが、環境フェアや環境に係るミニイベント等も実施しますとともに、出前講座で環境に対するごみ減量に対する講演も、垂井町の住民課の職員がお邪魔してそういった説明も実施しておるところでございます。

また、昨年度から提案型事業といたしまして、ごみ行政に関する提案で呼びかけましたところ、昨年度は1団体の方、本年度につきましては2団体のごみ減量に対する提案型事業による事業を展開されておられます。

意識が徐々に皆様にいっているのかなあというふうで喜んでおるところですが、そういった活動を通して、地元住民の方にも、そういったごみ環境がこういった地球温暖化に直結しているということを広報、また今の講演会等を通じて御周知しながら、皆様と共にこういったことを考えていきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（若山隆史君） 7番 山田成利君。

○7番（山田成利君） 答弁ありがとうございます。

ごみの焼却については、ここのある地域の方が個人からスタートして、地域、そして自治会、そして垂井全町に入り、今先ほど団体ができたということで、各地域で団体ができて、行政の方と連携されたことに対しては、個人の方が感謝をされておりました。

それでは、最後にもう一点お伺いします。

カーボンニュートラルの取組について、長期的な姿勢でどのように考えておるのか。重複すると思いますが、町長に所見をお伺いします。よろしくお願いいたします。

○議長（若山隆史君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） 山田議員の再質問にお答えをしたいと思いますが、カーボンニュートラルについての考えをちょっと聞かせてくれということでございます。

先ほど来、教育次長のほうからは、できることから学校現場では取り組んでいきたいという話がありましたし、そしてまた、住民課長からは、それぞれのこれまでの取組、補助の対象者についても触れさせていただきました。

最近、少し段ボール・コンポストの関係で、私も何十年と取り組んでいらっしゃる方を存じ上げておるわけでございますが、容器の助成制度の書類を見ておますと、小型化の処理容器みたいなものが最近2件ぐらい連続で助成制度の申請が上がってまいりましたが、それぞれの

個人におけるキッチンのありよう等々についても、アイランド方式とか云々ということでも、色々な形態が増えてまいりました。外に裏口から出すとかいう関係から、部屋の中で電気で堆肥を作ってしまうという、それも非常におしゃれなコンパクトで小さいものに随分と最近変わってきておるようでございます。

そうしましたことから、先ほど出前講座等々の御提言もございましたし、それぞれの各地区でも、出前講座の中で一番最近目立ちましたのは、防災関係の出前講座でございましたけれども、何も現場のほうからの要請のみならず、こちらからこういった環境問題に対することの広聴、広報については積極的にやらないと、なかなか自身の思いとして、これが何につながるんだといったようなことを思っている方もまだまだ多いので、環境に取り組む姿勢については、行政が自らやっぱり広報していかないとなかなか進行していかない問題でもあろうかと認識しておりますので、今後についてもそういった、広めていくことに少しシフトすることも必要かなというふうに考えておるわけでございます。

それぞれの食品ロスで、保育所、学校のほうへ職員が毎日、ウィークデーは回収に回っておりますけれども、そういったことすら御存じない方もたくさんいらっしゃいますので、せっかく堆肥に向けた取組をやっておっても何にもならないということにもなりますので、どんどん今やっておる内容についても、すばらしいことを現場では展開していただいておりますので、そういったことを広めていきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（若山隆史君） 7番 山田成利君。

○7番（山田成利君） 町長さん、どうもありがとうございました。いろいろと答弁いただきありがとうございます。

行政の指導の下に、地域の主婦の方が生ごみを減らすということで全地域に活動しております。その個人の方が、行政に御礼申し上げてということをおっしゃっていましたので、ここの場を借りまして、行政の指導の下に今後とも生ごみ体制に頑張ってもらいたいとおっしゃっていましたので、どうもありがとうございました。私の質問はこれで終わります。

○議長（若山隆史君） 13番 富田栄次君。

〔13番 富田栄次君登壇〕

○13番（富田栄次君） 議長の許可を得ましたので、通告に従い、大きく2点質問をいたします。

第1点目、GIGAスクール構想と情報教育について、第2点目、道路の整備及び維持管理について質問をいたします。

第1点目、GIGAスクール構想と情報教育について質問いたします。

GIGAスクール構想とは、2019年12月に文部科学省が発表した教育案で、我が町がGIGAスクール構想に取り組んで3年経過しました。

GIGAスクール構想とは、児童・生徒1人につきパソコンやタブレットなどの情報端末を

1人に1台配備し、ICT（情報通信技術）を取り入れた新たな教育を実現する構想であります。当初は2023年度の達成が目標でしたが、我が町においては、既に児童・生徒1人に1台配備をし、デジタル教科書を採用しています。

ここに持ってきております、議員諸氏はもう当然のことを持っておられるわけですが、垂井町第3次教育大綱、垂井町第3次教育ビジョン2023年度から2027年度版から、GIGAスクール構想と情報教育についての記載のあるところだけをピックアップしました。

皆さんもうお読みだろうと思いますので、この内容を読み上げますが、早口で読み上げますのでよろしくお願いいたします。傍聴席の方には申し訳ありません。

垂井町第3次教育大綱、1. 大綱策定の趣旨、本町の取組、教育委員会として、1人1台端末をはじめとしたICT環境の整備及びICTを活用した教育の推進と記載してあります。

また、社会情勢として、子供たちが社会で活躍する頃は、グローバル化の進展や技術革新、生産年齢人口の減少等により、社会構造や雇用環境が大きく変化した時代を迎えていると予想されています。また、AI（人工知能）やIoT（さまざまなものがインターネットに接続され、相互に制御する仕組み）等が急速に広がるSociety5.0時代（超スマート社会）、人生100年時代が到来し、人々の働き方や生活様式などライフスタイルも大きく変わろうとしています。このような中で、子供たちが自ら考え、主体的に行動し、責任をもって社会変革を実現していく力を発揮しながら、新たな価値を創造する力、対立やジレンマを克服する力などをつけることが求められています。また、地域社会の一員として参画し、誰一人取り残されず、一人一人の可能性や自らの個性を生かして幸せに生活できる社会の実現が求められていますと記載してあります。

また、教育における国の動向として、持続可能な社会の創り手となる子供たちに、予測困難な社会の変化に主体的に関わり、よりよい社会の形成に参画するための資質・能力を育成することが求められています。幼稚園教育要領、小・中学校、高等学校学習指導要領等では、次のようなキーワードを重視していますとあり、ICTを活用した教育（プログラミング教育）の推進をキーワードとして、GIGAスクール構想の実現に向けて、全国一律のICT環境整備が推し進められ、校内通信ネットワークや児童・生徒1人1台端末の整備等、ICT環境の充実が図られましたとあります。

GIGAスクール構想とは、児童・生徒用のタブレット端末と高速大容量の通信ネットワーク等を整備し、どの子供たちも自分に合ったペースで学習したり、得意な才能をさらに伸ばしたり、多様な仲間と協働的に学習したりする教育を持続的に実現させる国の構想を指すと説明されております。

垂井町第3次教育大綱策定の趣旨において、GIGAスクール構想と情報教育について、以上のような内容が記載されてあります。

次に、垂井町第3次教育ビジョンから、GIGAスクール構想と情報教育についての記載のある箇所をピックアップしてみますと、以下は読み上げます。確かな学力の向上として、タブ

レット端末・デジタル教科書等の活用、ICTの効果的な活用と小中9年間の系統的なプログラミング教育の推進とあります。

ICTを活用した教育とは、コンピュータやインターネットなどの情報通信技術を活用して行う教育。大型ディスプレイやタブレット端末、デジタル教科書などを用いた授業を指す。また、プログラミング教育とは、コンピュータに動きを指示するために使われるプログラムを学ぶ教育。技術を学ぶだけではなく、自分が求めることを実現するために必要な動作や記号を考え、組み合わせながら改善していく「プログラミング的思考（論理的な思考力）」を育むことを狙いとしていると説明しています。

国際感覚豊かで情報社会に対応できる人材（「人財」）の育成、概要といたしまして、情報社会の進展に対応するため、コンピュータや情報ネットワークを活用して、情報社会に主体的に参画する態度を育てるとともに、情報モラルの向上とプログラミング教育の推進に努めますとあります。

具体的方途として、タブレット端末を活用した、小学校間のオンライン交流や、情報モラル教育とプログラミング教育の推進、基本施策として、確かな学力の育成、デジタル教科書に書き込んだことを発表する児童の写真は、この中にその写真が載っております。デジタル教科書を既に使われているということだと思えますけれども、に書き込んだことを発表する児童の姿の写真が入っております。また、情報モラル、これはもう大事なことですけど、情報モラルについて学ぶ、小学校家庭教育学級の写真もここに掲載しております。

以上がGIGAスクール構想と情報教育について、垂井町第3次教育大綱、垂井町第3次教育ビジョン2023年度から2027年度版に記載された内容で、実に簡潔明瞭に重点ポイントを押さえられた内容であります。

以上から分かるように、学校現場では従来の知識詰め込み型教育から脱却し、ICTなどの先端技術を活用して創造性や思考力を養う教育へと転換を図ることが必要になっています。

こうしたことから、文科省は1人1台端末やクラウド活用を踏まえたネットワーク環境の整備を行い、個別に最適化された学びとアクティブ・ラーニング型授業を通して質の高い教育の実現を目指しています。教員は授業で効果的に活用するには、端末の操作に慣れるまで実践を積む時間が必要となり、そこに端末やネットワークの運用管理等の業務が上乗せされていることから、校務負担増大の一因になっているのではないかと思うわけでございます。

そこで質問いたします。

まず1つ目、先生方の負担も増えたと思われませんが、その対応について質問いたします。

2つ目、デジタル教科書の従来の紙の教科書との在り方を質問いたします。

GIGAスクール構想が実現すると7点のメリットがあると言われ、その中で最もメリットがあるのはSTEAM教育の理解度向上であると言われております。STEAM教育とは、科学、技術、工学、芸術、数学の5つの領域の教科での学習を実社会での課題解決に生かしていくための教科横断的な教育を指します。理系、理科系ですね、文系、文科系の枠を超えて横断的に

学習を進めることで、情報を活用、統合して課題の発見と解決につなげていく力を育むという取組です。

G I G Aスクール構想は、I Tやプログラミングへの理解の促進につながると期待されています。学習指導要領が新しくなった2020年度から小学校、2021年度からは中学校で、それぞれプログラミング教育が必修化されました。また、2022年度からは高校で情報の科目が必修化され、大学入試に情報が加わりました。来年、再来年から入試科目に入ると思います。中学校におけるプログラミング学習は、技術・家庭科の一分野である情報の技術内で取り扱われてきました。高校におけるプログラミング教育の学習内容は、高校では中学校の技術・家庭科で学んだことをベースに取り扱われてきました。

そこで、質問をいたします。

3つ目、高校で情報の科目が必修化されたが、新学習指導要領で中学技術と高校情報は何が変わったか。この2つが変わったと聞いております。質問いたします。

4つ目、小・中学校におけるG I G Aスクール構想の今後の課題について質問いたします。

5つ目、間もなく、パソコンやタブレットなど1人1台といった国策ですが、我が町も情報端末の契約更新を迎えますが、その対応について質問いたします。

以上、質問いたします。

次に、大きく2点目、道路の整備及び維持管理について質問いたします。

他地域の道路につきましては詳しく把握していませんので、表佐地域の道路の現況を基に、道路の整備及び維持管理について質問いたします。

道路は、歩いている人も車に乗っている人も、また物流の面でも必要不可欠のものであります。垂井町第6次総合計画後期5年計画、ここにありますが、2023年から2027年度、令和5年から令和9年度の、ここにその計画があります。その中のテーマ3. 都市基盤・環境、3-2道路というのがあるわけですが、この中に快適な生活の実現や、本町への来訪者を迎えるためには、道路は必要不可欠な基盤ですと記載してあります。しかし、昨今、表佐地内というところあまりいけないもので小さい声でいいますけれども、道路において陥没等路面異常を見受けられるようになり、通行人に危険を感じるときもあり、必ずしもここに書いてあるような快適な生活とは言い切れず、歩行者の安全対策にも問題が生じています。道路の老朽化に起因するところもありますが、定期的に同じ箇所で陥没があったり、住民より不安の声もいただいております。下水道工事舗装跡とかマンホール周り等に多く見受けられるようにも思われます。町民の皆様から、安全かつ快適に移動できるよう道路の整備及び維持管理について要望が寄せられているところです。これまで道路利用者から路面異常の情報提供をいただく都度、迅速な補修に努めていただいておりますので、今その場所等は限定して言いませんが、建設課においても、その場所は把握しておられることと思います。

垂井町第6次総合計画、今ここに持ってあります後期5年計画2023から27年度版ですが、以下のように記載してあります。

この中に、後期の主要課題として、快適な生活の実現や、本町への来訪者を迎えるためには、道路は必要不可欠な基盤です。前期5年計画では、道路や橋梁などの整備と維持管理を計画的に進めてきました。後期5年計画では、道路や橋梁などの老朽化が進んでおり、行政の負担は今後も増加していくことが考えられますと記載してあります。

また、その戦略の方向性として、地域での生活に欠かせない道路の整備や維持管理を限られた予算の中で効率的に行いますとあります。また、国道や県道は、国や県との連携を強化しながら進め、地域住民や来訪者が快適に移動・行動できる基盤づくりを進めますとあります。

そして、ここが一番戦略をテーマとしておりますが、戦略としてこのように書いてあります。安全かつ快適に移動できるよう、幹線道路の整備促進や生活道路の整備・維持管理を行うなど、効果的な道路網の形成を推進しますと記載してあります。

そこで質問いたします。

1つ目、町道（県道も含む）危険箇所を町はどのように把握していますか。町の道路整備の現状について伺いたします。併せて、町道の安全確保策についても質問いたします。

2つ目、老朽化する道路に対応した道路管理個別の損傷、傷ですね、損傷対応だけでなく、戦略的な道路管理が必要でないかと思われませんが、この総合計画記載の戦略、その中身について伺いたしたいと思います。町の今後の道路整備計画について質問いたします。

3つ目、本町の全ての管理道路では、以前何か、私の記憶が違っているのかもしれませんがけれども、パトロールというか何かそういうものをやっていたような記憶がするんですが、違っていたら申し訳ありません。路面の状況を定期的に点検したらどうか。パトロールカーなんかでというようなことをお尋ねいたしたいと思います。

町民が安心して道路を利用できるような視点で整備していくことが必要であると考えますが、以上を質問いたします。

ちょっと早口で申し訳ありません。時間がなくなるといかんもんで、申し訳ありません。

○議長（若山隆史君） 教育長 和田満君。

〔教育長 和田満君登壇〕

○教育長（和田 満君） 富田議員から、G I G Aスクール構想と情報教育につきまして5点の御質問をいただきました。

私からは、そのうち4点の御質問につきまして順にお答えいたします。

1点目の御質問、タブレット端末の操作等に係る教員の負担とその対応につきましてお答えいたします。

令和3年4月に児童・生徒にタブレット端末を貸与し、活用を始めました。導入当初は、端末の操作やネットワークへの接続など不慣れなことから、教員の負担になると予想いたしましたので、各学校へのICT支援員の派遣回数を多く設定いたしました。ICT支援員は、授業の支援、ICT機器等の取扱い及び操作方法に関する助言、支援、教職員または児童・生徒を対象とした研修会、説明会、学校ごとのオリジナル教材の作成、その他情報モラルに関する支

援などの業務を担っております。

また、各学校から、ICT活用の推進役を担う教員による垂井町ICT活用推進チームを設置いたしまして、タブレットの基本操作や運用方法等に係ります研修の手引を作成いたしました。各学校では、この手引を活用しまして、研修をしていただくようにしてまいりました。昨年度は、このチームによりまして、プログラミング教育のカリキュラムと指導例を作成したところであります。本年度は、タブレット端末導入以来3年目を迎えておりますので、タブレット端末の操作等につきまして教員の大きな負担にはなっていないと捉えております。

しかし、本町のタブレット端末の操作に不慣れな新規採用教員や町外からの転入教員には、各学校で操作の仕方について研修を行ったり、効果的な活用事例の研修を行ったりすることで、負担の軽減に努めているところでございます。

2点目の御質問、デジタル教科書と従来の紙の教科書との在り方につきましてはお答えいたします。

初めに、現在のデジタル教科書の整備状況につきまして御説明いたします。

教師が大型液晶モニターを使って児童・生徒に提示します教師用デジタル教科書につきましては、全ての教科で使用できるよう町で整備いたしました。児童・生徒一人一人がタブレットで使用します学習者用デジタル教科書につきましては、国から英語科のデジタル教科書を小学校第5学年から中学校第3学年まで全ての学校に配付されております。

また、算数、数学科のデジタル教科書につきましては、学校数の2分の1を上限に、小学校第5学年から中学校第3学年まで国から配付されておりますので、垂井町では残りの2分の1の学校に算数、数学科のデジタル教科書を配付しております。また、このほかに垂井町といたしまして、各学校が希望します2学年2教科分の学習者用デジタル教科書を配付しております。

小・中学校でのいわゆる紙の教科書の使用につきましては、学校教育法第34条第1項に、小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならないと定められております。その上で、第2項に、前項に規定する教科用図書の内容を文部科学大臣の定めるところにより記録した電磁的記録である教材、いわゆるデジタル教科書を指します、これがある場合には、同項の規定に関わらず、文部科学大臣の定めるところにより、児童の教育の充実を図るために必要があると認められる教育課程の一部において、教科用図書に代えて当該教材を使用することができるとしておりますので、あくまで紙の教科書を中心としながら、デジタル教科書を紙の教科書に代えて指導することも認められております。そのため、紙の教科書につきましては、国から無償で給与されますが、デジタル教科書は無償で給与されないとされています。

現在、町内の各小・中学校におきましては、紙の教科書を中心に学習を進めながら、例えばデジタル教科書の英語科では、教科書の内容を見ながら発音を聞く、社会科では自分が見たい資料を拡大する、国語科ではデジタル教科書に書き込みをし保存するなど、デジタル教科書を効果的な場面で使用しております。今後もこの方向を継続してまいりたいと考えております。

なお、学校教育法では、視覚障がい、発達障がいその他の文部科学大臣の定める事由により教科用図書を使用して学習することが困難な児童・生徒に対し、学習上の困難の程度を低減させる必要があると認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、教育課程の全部又は一部において、教科用図書に代えてデジタル教科書を使用することができるとしておりますので、このことも付け加えさせていただきます。

御質問の3点目、高校で情報の科目が必修化されたが、中学技術と高校情報は何が変わったかについてお答えします。

議員御指摘のとおり、現在の学習指導要領は小・中学校、高等学校まで一貫して情報活用能力とICTの活用を位置づけております。そこで、小学校におきましては、プログラミング教育を行うことを示し、中学校の技術分野におきましては、プログラムによる計測・制御に関する内容を追加しております。

これが中学校の技術分野の教科書になります。この中の一部に情報が取り上げられております。具体的には、中学校でプログラムを利用して信号機のモデルをつくったり、プログラムを利用してセンサーを持つロボットを動作させたりする学習をしています。また、新たにネットワークの利用と双方向性の規定を追加しておりますので、中学校ではウェブページを作成する、そして使用者の働きかけによって応答するシステムをつくる学習もしております。

これが情報Ⅰの教科書になります。高等学校では、そうした中学校での学習を踏まえまして、全ての生徒がプログラミングや情報セキュリティを含むネットワーク、データベースの基礎等について学習をするよう共通必修科目情報Ⅰが新設されました。この教科書全てが情報の内容になっております。

4点目の御質問、小・中学校におけるGIGAスクール構想の今後の課題はについてお答えいたします。

GIGAスクール構想は、子供たち一人一人に個別最適化され、協働的に学習し、創造性を育む教育を推進するためのものでありますので、今後もそうした教育を一層展開していくことがまずもって大きな課題になると考えております。

また、現行の学習指導要領の改訂に向けて、平成28年度に出されました答申では、知識、情報、技術をめぐる変化の速さが加速度的となり、情報化やグローバル化といった社会的変化が人間の予測を超えて進展するようになってきていると述べておりますが、この夏休み前には、学校や夏休み中の課題に取り組む際の生成AIの取扱いが急遽大きな話題になり、その適切な使用について保護者に周知しなければならなくなるなど、ICTをめぐる変化は今後も加速度的な変化が予測されます。

そこで、変化への適切な対応をすることや誰もが簡単に多様な情報に触れ、多様な情報を発信できる社会での情報モラル教育の一層の充実が課題になってくると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 教育次長 小川裕司君。

〔教育次長兼学校教育課長 小川裕司君登壇〕

○教育次長兼学校教育課長（小川裕司君） 私からは、富田議員の1つ目の御質問、G I G Aスクール構想と情報教育についてのうち、5点目のパソコンやタブレットなど情報端末の契約更新への対応についてお答えいたします。

G I G Aスクール構想による垂井町の児童・生徒へのタブレットやパソコンの整備につきましては、教育長の答弁にもありましたとおり、他市町に遅れることなく、令和3年2月に配備に係る調整を完了し、同年4月、町内全ての児童・生徒へ1人1台の端末を貸与しました。

導入形態につきましては、国の公立学校情報機器整備費補助金を活用してできる限り予算が膨らまないよう購入、リースに分け整備してまいりました。今年度、導入から3年が経過したところです。

導入しましたタブレットのリース期間は5年となっており、2年後の令和7年度に更新時期を迎えることとなります。また、タブレットに設定したソフトウェアのライセンス期間につきましても、リース期間と同様に5年契約となっていることや、搭載するバッテリーも耐用年数を迎えますことから、今後機器の更新が必要となります。

垂井町では、こうした更新費用に係る財源確保のため、国へ補助金制度の整備を要望してきたところでございます。また、このことにつきましては、令和2年度から令和3年度にかけて、全国の市町村で一斉にG I G Aスクール構想の整備が進められたことから、垂井町に限らず他市町においても同様であり、更新に係る補助事業採択の働きかけを国へ継続して行ってきたところでございます。

こうした中、本年6月、国はG I G Aスクール構想の着実な推進を図るため、骨太の方針2023において、国策として推進するG I G Aスクール構想の1人1台端末について、公の目的に行われる公教育の必須ツールとして、更新を着実に進めると閣議決定しています。

また、文部科学省では、G I G Aスクール構想第2期を念頭に、今後3年から4年程度をかけて端末を計画的に更新するとともに、活用が進むにつれ発生する端末の故障時等においても、子供たちの学びを止めないという観点から、新たに予備機の整備も進めることとし、令和6年度の更新等に要する予算の獲得に努めていくとしています。

垂井町では、こうした流れを堅実に捉え、来るべきパソコンやタブレットの更新については、岐阜県や他市町の動向を注視し、G I G Aスクール構想を着実に進めていくため、財政面や利活用、維持管理の面からも効率的、効果的な更新ができるよう計画的に進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 建設課長 多賀靖君。

〔建設課長 多賀靖君登壇〕

○建設課長（多賀 靖君） 富田議員の大きな2つ目の御質問、道路の整備及び維持管理についてお答えさせていただきます。

道路は日常生活や物流等の基盤であり、町民生活に欠かすことができない身近なインフラ施

設でございます。町内には、町道のほかに国道、県道があり、国道については国土交通省岐阜国道事務所、県道については岐阜県大垣土木事務所が管理をしております。本町が管理する町道は、令和5年3月末現在で887路線ございます。また、総延長は約256キロメートルでございます。

1つ目の質問、道路の危険箇所の把握につきましては、日常的には、職員が出勤時に道路の異常等の有無を確認する、また建設課職員が現場に出た際には、道路の損傷や変状、道路施設の異常、落下物の有無、街路樹や附属物などの異常の把握に努めております。

また、そのほかにも、道路補修等業務員が雨天時など作業が困難なときには、積極的に町内巡回を実施しております。特に舗装の劣化及び損傷が危惧される路線、箇所については、経過観察を継続しております。また、住民の方からの電話やLINE等を利用した通報、協定を締結してございます郵便局からも情報提供をいただいているところでございます。

県道につきましては、大垣土木事務所が道路パトロールカーにより週1回、運転手、職員、作業員の3人体制で全路線を巡回し、簡易的な修繕はその場で緊急対応しております。また、町に通報が入った際には、早急に電話連絡と現状写真をメールで通知するなどの対応を行っております。

安全確保策につきましては、通報等があった際には速やかに現地を確認し、軽微な損傷は常温合材等による応急処置を、大きな損傷につきましては業者に連絡し、修繕工事を実施することで適切な維持管理に努めております。また、早期に対応できない場合には、三角コーンやバリケードを用いて危険周知をするなど、二次被害が発生しないよう安全確保に努めております。

2つ目の質問、第6次総合計画の戦略についてでございますが、老朽化する道路や橋梁など、道路施設の長寿命化を重点的に進めていきたいと考えており、道路整備として、側溝整備、防護柵整備等の路側改良や舗装改良を鋭意推進しております。維持補修に係る費用は増加傾向にあることで今後予算を圧迫することも懸念されますが、舗装改良は自治会要望も多いため、現状確認の上、優先度を検討し、計画的に改良を進めてまいります。

舗装状況につきましては、本町では、平成25年度、平成29年度、令和元年度に路面の損傷を把握するため、主要路線を中心に総延長約54.3キロメートルの路面性状調査を実施しております。また、大垣土木事務所でも、令和4年度に県道全路線の調査が実施されております。今後は、路面性状調査の結果を基に舗装修繕計画を立案し、予防処置も含めた計画的な維持管理を図っていきたいと考えております。

次に、3つ目の質問、パトロールカーによる路面状況の定期点検につきましてですが、県は先ほど申し上げましたように実施されておりますが、町では実施できていない状況でございます。今後は、スマートフォンを活用した路面調査等の導入も検討しながら、点検内容や点検体制を構築していきたいと考えております。

今後も住民が安心・安全に利用できる道路環境を確保するよう、路線の重要度や緊急性などを考慮し、計画的、効率的に実施し、道路施設を適正に管理してまいります。何とぞ御理解賜

りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（若山隆史君） 13番 富田栄次君。

○13番（富田栄次君） 時間がないもので、もう本当に簡単に。

このGIGAスクール構想というのは、情報教育というのは、日本が世界に後れを取っているという、そういったことについて、経済界とか産業界から早く追いつけ追い越せということと急にこのような体制になってきたのではないかと感じております。

そんなことで、まだ十分全国的にも体制も整っていない中でこのようにどんどん進められていって、少し性急過ぎるかと思うところもあるわけですが、ここで1つだけお尋ねしたいのは、こういう状況の中で、私も高校の教科書に目を通したんですけども、全く新しい内容のことばかりで従来の教科書とは違うなというのは分かるわけですが、これから子供たち、どのような人間像が求められているのか。

教育長、もしもどのような思いでも結構でございますので、従来と同じことなのかもしれませんが、情報、こういったものが加わってきた中での、かなり環境も変わってきたと思いますけれども、どういう人間像を求められているかを尋ねたいと思います。すみません、うまいこと尋ねられない。

○議長（若山隆史君） 教育長 和田満君。

○教育長（和田 満君） 富田議員の再質問にお答えいたします。

GIGAスクール構想のGIGAというのは、Global and Innovation Gateway for All、全ての子供たちのために技術革新とグローバルの扉を目の前に置いてやるという、そういう意味なんだそうです。

そこを開いて向こうへ行くのは子供たち自身でございまして、これ人権啓発資料を今日ちょっと持ってまいったんですが、この後ろに大変いい詩が書いてありまして。

はきだめにえんど豆咲き、泥池から蓮の花が育つ、人皆に美しき種子（たね）あり、明日何が咲くか。

これはまさに将来の日本を担う、垂井町を担う子供たち一人一人が美しい種子を持っているんだろうというふうに思っています、教育というのは、自分の種子を咲かせようというお手伝いをするんだろうと思っています。その咲かす方向が様々にあるんですけども、従来の教科書にない情報に触れて情報の花を咲かす子供が増えていくでしょうし、それから英語に触れて英語に将来の花を咲かす子供がいるかもしれません。

いずれにしても、教育委員会としましては、ふるさと垂井への誇りと愛着を持ち、どんな時代になろうとふるさと垂井、誇りと愛着を持って、自らの夢や目標、可能性に挑戦し続け、豊かな心で共に支え合い、協働のまちづくりに貢献する人間を目指してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（若山隆史君） 申し上げます。

ただいまの執行部の答弁中に制限時間40分に到達しておりますので、これで13番 富田栄次

君の一般質問を終了したいと思います。

暫時休憩いたします。再開は13時15分といたします。

午後0時02分 休憩

午後1時15分 再開

○議長（若山隆史君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

11番 藤墳理君。

〔11番 藤墳理君登壇〕

○11番（藤墳 理君） 早速議長の許可をいただきましたので、ただいまから一般質問を行います。

客観的に財政を見詰め、問題意識を持って財政運営にいかに取り組んでいくのか。垂井町の今後を占うためにも、この視点から一般質問をさせていただきます。ただし、ここの数年間はコロナ感染症対策を抜きには語れず、どこまで分析できているかは分かりませんが、垂井町として取り組んできた事業と今後取り組んでいかなければならない事業を踏まえて、多岐にわたり質問いたします。

直近の年度ごとの一般会計ベースのデータを見てもらうと、平成30年度以降の一般会計の決算規模が大きく伸びていることが分かります。平成28年度の歳出は89億4,000万円、平成29年度は88億9,000万円、平成30年度は92億3,000万円、令和元年度は101億4,000万円、令和2年度は122億9,000万円、令和3年度は104億1,000万円となっております。平成28年度と比較すると、約1.1倍から1.35倍となっております。その要因となるのがコロナが大きく影響していることは言うまでもありません。しかしながら、垂井町において、平成29年度には垂井こども園の建設、平成30年度から令和元年度には役場庁舎の大規模な移転工事があり、この2事業が決算規模の拡大に関与してきたことも間違いございません。

そこで、歳入に目を向けてみると、補正予算の時期等で年度の繰越しによる執行もありますが、コロナ対策関連として国庫支出金が非常に大きく伸びているのが分かります。この国費はコロナ対策事業負担分でありますので、コロナ以降の3年間でおよそ40億円規模の金額に上っております。

一方で、平成29年度から令和元年度までの3年間に36億円余の町債を各年度の歳入に充てております。また、平成30年度と令和元年度の2年間で15億円余の基金を取り崩しております。これら多くは新庁舎の工事と垂井こども園建設費用に充てられたものと思われまます。町が保有する公共施設整備は町民のためにも必要な事業であり、新施設の建設や施設改修のための基金と町債を補填することはごく当たり前の執行であります。長期間にわたり利用する公共施設整備事業では、世代間の負担の公平性の観点からも町債の活用は必要不可欠であり、計画的な公共施設建設のための基金の取崩しも同様であります。

今後、垂井町が保有する施設をいかに有効的に利活用を図っていくのか。公共施設の改修や

建て替えは、長期的観点からの住民福祉の向上のためにはなくてはならない事業となります。では、将来の垂井町のためにどのような選択がベストなのか。こうした公共施設整備事業は今後の大きな課題として捉えていかなければなりません。今年度完成のワイワイプラザ垂井も今後の町債の償還を考慮しながら、さらには直近では庁舎東館の改修、さらにクリーンセンターの今後の計画、国道21号線4車線化へ向けた接続道路網の整備、朝倉運動公園の今後の計画など、垂井町としても予算規模の大きな課題を幾つも抱えております。垂井町の財政をどう乗り切っていくのか。ただ、今列挙した山積している課題のほかにも数多くあります。公共施設アクションプランの見直しを含め、しっかりと検討をしていただきたいと思っております。

少し視点を変えて、最近の決算状況から判断をして、垂井町の適正な予算はどのくらいの規模なのでしょうか。町税直近の税収を鑑みて、自己財源の割合を50%となるような基準で判断すると、90億円相当が健全財政を堅実に維持できる規模であるように思えます。私は財政の専門家ではありませんので、財政を担当する総務課の意見を聞かせていただきたいと思っております。

しかし、財政規模や財政規律ばかりを注視していると、先ほどの山積している住民課題の解決・解消はできません。一方で、身近な日常にとって町道の補修、保全や周辺の草刈りなど住民要望も数え上げれば切りがない案件ばかりであります。その辺りの感覚や感情というものも加味しながら、住民福祉を考える上で大切にしなければならないと考えております。

現在、町内に小学校7校、中学校2校、2万6,000人余の人口規模で9校の学校施設は、他市町と比較してもかなり多いと思われれます。垂井町となった昭和の大合併から、7町村に1校の小学校が配置されたままになっているのが現状であります。このことは、地域文化の継承や地域の絆には大きな成果を上げてきたと思っておりますが、将来の展望を見据えた上で、今後この判断が正しいのかを十分に検討しなければならないと感じております。

しっかりとした長期的な視野に立って、さらに人口減少を踏まえた上で、垂井町の将来に不安を感じているのは私だけではないと思っております。20年、30年後の将来像を示しながら、住民への説明・理解を求めていく姿勢が今こそ必要であると思っております。

そこで、以下の質問をいたします。

財政を担当する総務課として、垂井町の適正な予算規模はどのくらいと考えているのか。

2つ目、今後問題解決のための公共施設の在り方をどう考えているのか。

その際に、国の補助金の活用を考えて取り組んでいるのか。

4. 健全財政を堅持するために、教育施設整備をどのように考えていくのか。

5つ目、アフターコロナを時代の大きな転換点と捉え、短期的な事業ばかりにとらわれるのではなく、町長としての垂井町の将来像をいかに示されていかれるのか。

以上、5点にわたり回答のほうをよろしくお願いをいたします。

○議長（若山隆史君） 町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 私からは、藤墳議員の御質問のうち5点目の、アフターコロナは時代の

大きな転換点と捉え、短期的な事業ばかりにとらわれるのではなく、町長としての将来像をいかに示していくのかについてお答えしたいと思います。

私の町長就任後、初めての予算編成の中で、新型コロナウイルス感染症が広く世間に、または全国に広がり、私の1期目はコロナ感染症対策などを行いながら、自分のモットーとしておりました三現主義で町民目線の政治を行ってまいりました。しかしながら、現在もコロナ感染、そしてまた電力、ガス、食料品などの物価高騰などにより、町民の皆様の生活は大きな影響を受けておるところでございます。

また一方、国の想定を上回るスピードで少子化に伴う人口減少が進む中、地方創生の推進、出産・子育て支援の充実、デジタル化の推進、そしてまた昨今の異常気象によります防災・減災対策など、地方自治体を取り巻く環境は、垂井町のみならず全国でも一層厳しさを増しておるような現状でございます。

こうした状況の中、垂井町では、まちづくりの羅針盤でございます垂井町第6次総合計画に基づきまして各種施策を展開し、地域力を高め、そしてまた住民、議会、行政がそれぞれの役割と責任を果たしながら人口減少問題に挑戦し、そしてまた自らの手で将来の垂井町の未来を切り開いていきたいと、そのように考えておるところでございます。

この計画につきましては、御案内のとおりでございますが、平成30年度から令和9年度までの10か年計画となっております。今年度からは後期基本計画がスタートしたところでございますが、この計画におきましては、3つの施策を重点戦略に位置づけております。

まず、その1つ目の重点1でございますが、若い世代や子育て世代に選ばれるまちづくりでございます。少子化対策を軸として、子育て、教育、そしてまた都市基盤、産業などに関する施策を推進し、若い世代や子育て世代に選ばれるまちを目指してまいりたい、そのように記述をさせていただいております。

いずれも都市基盤等も盛り込みながら、将来的にはそれぞれの施策の点と点が結び合っ若い世代にも選ばれるまちづくりを目指していこうとするものでございます。

次に、重点2でございますが、DXの推進による便利で快適なまちづくりでは、行政、暮らし、産業などの様々な分野におきまして、DXの推進により垂井町の価値をさらに高め、全ての人のにとって便利で快適なまちを目指してまいりますとしております。

少子高齢化、そしてまた日本全国からどんどん人が少なくなってくる状況下におきまして、時には人の代わりとする技術革新等々の力も配置をしながら、今後職員の確保に向けてもいろんな意味で大きな課題としてのしかかってくることから、こういった重点施策の2にDXの推進を掲げさせていただいております。

それから、最後の重点3つでございますが、次代に引き継ぐ、持続可能なまちづくりでは、人口の規模でありますとか財政状況に適した見直しを進め、次代に引き継げる持続可能なまちを目指してまいります。

町の将来にとりましては、少子化に伴う人口減少への対応が最も重要な課題でございます、

後期計画においても少子化対策を最優先課題として記述をさせていただいております。垂井町の令和4年度の出生数は、過去最少の126人でございました。前年から6名ほど少なくなったわけございまして、まだ下降の人数が少なく済んだのが幸いかなと思って、私も安堵したところございまして、減少しておるのには間違いございません。少子化に歯止めがかかっていないのも事実でございます。

このような状況の中、政府、国におきましても、経済財政運営と改革の基本方針2023にて子供・子育て施策を最も有効な未来への投資と位置づけ、こども未来戦略方針に沿って取組を抜本強化する方針が打ち出されております。しかしながら、未来への投資をしていくには、国でも課題になっておりますとおり、財源が必要となってまいります。また、議員も御指摘いただいておりますとおり、今後予定されております大型事業には多額の財源が必要となってまいりますのは御指摘のとおりでございます。財源につきましては、時代に合ったもの、時代に先駆けしたもの、収支を考えてやっていくということが私の財政における基本的な考え、認識でございます。それがため、私は町長就任以降、様々な事務事業の見直しや事務改善、そしてまた団体補助の見直しなどを推し進めながら、財源の確保を行ってまいりました。

さらに今年3月には、第6次行財政改革大綱を策定し、来年度からは、令和7年度までの3年間において行政・財政の一体改革を進めてまいり所存でございます。このような取組を推し進めることによりまして、一層の財源の確保に努めてまいりますので、何とぞ御理解賜りますようお願いを申し上げます、私の回答とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（若山隆史君） 総務課長 藤塚正博君。

〔総務課長 藤塚正博君登壇〕

○総務課長（藤塚正博君） 私からは、藤塚議員の御質問の1つ目から4つ目までにつきましてお答えをいたします。

まず1つ目の御質問、財政を担当する総務課として、垂井町の適正な予算規模はどのくらいと考えているのかでございます。

当町の令和5年度の一般会計当初予算は、過去最大規模の107億7,000万円となりました。また、毎年度の固定的支出でございます経常的な経費は、令和4年度決算の普通会計ベースで約70億円でございます。こちらは、社会保障費などの増加によりまして、年々増加傾向にございます。

一方、地方税、国庫支出金、県支出金などの経常的な収入も、中期的に見ますと社会保障費の増加に伴い伸びており、令和4年度は同じく普通会計ベースで約80億円となりました。

また、毎年経常的に入ってくる税金等を示す標準財政規模でございますが、令和4年度におきましては約65億7,000万円でございます。

先ほどの経常的な経費に投資的経費などの臨時的経費を加えたものが当初予算となりますが、年度間で投資的事業の規模や財源の状況は大きく異なってまいりますので、予算の規模ではな

く、その財源がどのようになっているのかという点に着目をして健全性を判断するべきであると考えております。その上で、あくまで目安ではございますが、経常的な収入の範囲内の予算規模であれば健全な財政運営が可能であるというのが財政所管の考えでございます。

しかしながら、臨時的な経費につきましては、議員御指摘のとおり、大型事業の実施によりまして今後も増加をすることが見込まれます。財政所管といたしましては、実質公債費比率、また将来負担比率など中長期的な推計に基づいた計画的な地方債の発行、スクラップ・アンド・ビルドを意識した予算編成、国庫支出金をはじめとした財源の確保などの取組を進めてまいります。

続きまして、2つ目の御質問、今後課題解決のための公共施設の在り方を考えているのかと、4つ目の御質問、健全財政を堅持するために教育施設整備をどのように考えていくのかにつきましましては関連がございますので、一括してお答えをいたします。

本町の公共施設につきまして、例えば老朽化が著しい施設、耐震化が十分ではない施設、利用が少ない施設などにつきまして、規模の縮小、統合、用途廃止などを検討し、施設総量の適正化に向けた取組を進めることは、議員御指摘のとおり、健全財政を堅持する上でも、また適正な財産管理を進める上でも重要であると認識をいたしております。

本町では、2017年の3月に公共施設等総合管理計画を、2019年3月に公共施設アクションプランを、2021年3月には公共施設個別施設計画をそれぞれ策定いたしました。

あわせて、この公共施設個別施設計画の中には、学校施設長寿命化計画も明記をいたしておりますのでございます。

これらの計画は、その当時、それぞれの施設を所管する課等の職員によりまして、全庁的な取組として策定がなされたものでございますが、昨年度、令和4年度や本年度、令和5年度におきましても、副町長及び関係課長で構成をいたします公共施設等総合管理検討委員会を設置し、公共施設個別施設計画の内容について、その後の状況の変化、将来的な展望などを踏まえ、計画に明示されている費用について少しでも縮減、平準化ができないかなど、継続して検証を進めているところでございます。

公共施設の在り方につきましては、今後も継続的に検証を進め、適正な管理に努めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

その上で、特に学校の場合でございますが、児童・生徒の教育の場という役割ではなく、学校施設開放、地域行事の開催、指定避難所など、様々な役割を持ち合わせております。そのため、学校施設の在り方を検討する場合には、学校が地域コミュニティの重要な施設のの一つであるということを十分認識した上で、財政面での効果、経費削減なども含め、慎重に検討を進める必要があるものと考えております。

本町では、学校をはじめとした公共施設に限らず全ての事務事業におきまして、各課等が所管をする事務事業のうち主要となり得るものについて、町長、副町長、また教育委員会所管の事務事業については教育長も加わり、各課長に対して事業の目的、現状、課題、期待できる効

果などのヒアリングを行っております。そして、このいわゆる主要事務事業ヒアリングなどを踏まえまして、各課等ではそれぞれ予算編成事務を進めまして、その後、同じく町長、副町長による予算査定を進めてまいります。予算査定の際には、これら事務事業について、財源、優先度、緊急性、予算の平準化など、財政の視点に立ち、適正な予算編成に当たっているところでございます。

あわせて、本年度から令和7年度までの3年間におきましては、第6次行財政改革も含めて進めてまいります。

引き続き、学校などの教育施設及び町全体の公共施設の整備も含めまして、健全財政を意識した予算編成に当たってまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

最後に、3つ目の御質問、今後、課題解決のための公共施設の在り方を考える際に、国の補助金の活用を考えて取り組んでいくのかについてでございます。

公共施設の更新等には多額の経費を要しますので、国庫支出金をはじめ、県支出金などの活用を最優先で調査・研究するようしております。また、財団法人からの助成金などの活用も検討いたしますとともに、国や県等への要望活動も行いながら取り組んでまいります。

あわせて、こちらにつきましても、本年度から令和7年度までの第6次行財政改革も含め進めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 11番 藤埴理君。

○11番（藤埴理君） ありがとうございます。

二、三ちょっと再質問させていただけたらというふうに思っております。

先ほどから何度も登場する第6次行財政改革について、少しお尋ねをさせていただきます。

これは、当然経常的経費を節減、これをするために行われるというふうにやっぱり想像はできるんですけども、そうした見直しの中で、先ほど公共施設の在り方を見直すというのもその中に入ってくるのか、入れていかれる予定はあるのかということをお尋ねいたします。

○議長（若山隆史君） 企画調整課長 小森俊宏君。

○企画調整課長（小森俊宏君） 藤埴議員の再質問にお答えをさせていただきます。

行財政改革大綱（第6次）の中に公共施設のマネジメント関係が入っておるかという御質問でございますが、行財政改革大綱の推進項目、基本方針の2の効率的で効果的な財政運営の推進項目の(2)公共施設のマネジメントの中に公共施設の適正な配置・管理が入っております。

また、その検討体制につきましては、今年度、公共施設等総合管理検討委員会というものと、あと行財政改革推進検討委員会、この2つを立ち上げまして、それぞれ関連を踏まえながら検討を進めているところでございますので、御理解賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（若山隆史君） 11番 藤埴理君。

○11番（藤埴理君） ありがとうございます。

当然のことながら、公共施設アクションプランの見直しも、僕はしていく必要がやっぱりあるのかなと思うんです。年度区切りがありますので、その年度区切りから後の段階になるのかもしれないですけども、それはやっぱりしっかりと内部の中で調整をしていただいて、それから検討して変えていくとか、見直していくとか、そちらの方向で捉えていくつもりがありますかということをまずお尋ねします。

○議長（若山隆史君） 総務課長 藤塚正博君。

○総務課長（藤塚正博君） 再質問にお答えをいたします。

先ほどの公共施設総合管理計画、併せてアクションプラン、さらには個別施設計画につきましては、5年を目安に見直しを図っていこうというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 11番 藤墳理君。

○11番（藤墳理君） ということは、確実にその年度単位で見直しは行っていく。当然のことながら、今までのことを白紙に戻せとは言いませんけれども、人口規模、財政規模に合わせた形でトータル的にやはり見直しをいただきたいなというふうな思いが非常に強く思っております。その点はもうやると言っておられるので、その言葉を信じて、頑張ってくださいなというふうに思います。

また、そこでもう一点、先ほど財政を担当する予算規模がどのぐらいなのかということで、具体的な数字はなかったのかなあというふうには思っていたんですが、やはり僕の考え方の中で、経常経費を基にというような言葉があったというふうに理解をしております。当然それがあっての予算規模になってくることは間違いございませんが、そのうちに歳入の部分の財源、これは国の補助金等々も含まれておるような発言があったんですけども、やはり垂井町の人口が減るということは、その税収も減る可能性もゼロではないというふうに思います。

どんどん増やしていくためにはどうなるかといったら、もうやっぱり税率を変えなければいけないよという話になってきますので、垂井町民にとってはプラスになるかといったら、非常に財布にとっては痛い思いをしなければならないというふうに考えておりますので、その点について、課長、どのように思われますか。よろしくお願いいたします。

○議長（若山隆史君） 総務課長 藤塚正博君。

○総務課長（藤塚正博君） 再質問にお答えをいたします。

先ほど私、財政規模のお話をさせていただいたときに、経常的な収入を目安にお話をさせていただいたと思います。この推移がどのようになっていくかというのはやはりなかなか難しいんですが、それは適正予算規模も同じでございまして、適正予算規模につきましても、議員御指摘のとおり、自主財源と依存財源の割合から適正予算規模の見込みを算出する方法もあれば、過去の当初予算額の平均とか標準財政規模などをベースに算出をする方法、それから起債の削減を目的とするのであれば、過去の予算総額から起債の予算額をマイナスするような、そういうような方法など様々な方法が考えられますが、一方で議員今おっしゃっていただいたように、

毎年のように変動する国庫支出金、県支出金の依存財源や特定財源の割合、また補正予算、物価高騰による様々な影響などにより、なかなか一言でお答えをするのは難しいかなというふうに思いますので、その辺りは御容赦をいただければと思います。よろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 11番 藤墳理君。

○11番（藤墳 理君） 先ほどの説明で納得はしたというよりは、当然のことであるということとは十分理解をしておるところですけれども、この中で一番大事なことは何かというと、經常収支比率というのは非常に大きなウェートを占めてくるというふうに僕は理解をしているので、この点を抜きにして、なかなか依存財源どんだけ入ってくるか分からないよというような状況の中で考えるとすれば、そういったものをやっぱりいかに抑えていくか。

もう一方では財政力指数、こちらも当然のことながら、徐々にやっぱり今悪くなってきているような、低くなってきているような状況にあることは間違いないと思うんです。今年も決算審査をこの議会で行っておりますけれども、当然そのような数字も見たというふうに思っておりますので、今後そうしたことを踏まえながら、僕は、予算規模として適正な予算規模をやっぱり追求してもらいたいというのは、もうその中に非常にあるんです。当然のことながら、単年度ごとではやる事業によって相当大きく変動することは、これは明らかじゃないですか。このところ大きな投資的経費を使っているんな町債を充てて、また基金を取り崩してということを行ってきている現状を考えればあるんですが、この先も同じようなことを繰り返されるのは勘弁していただきたいなという思いも、やはり僕の中にもあります。

やはり町民が長く住んでいて、いいまちだというふうに理解してもらえるようなまちづくりにしていくために何が本当に必要なのかという見直しを行っていくことこそが、未来ある子供たちにそれをしよわせるのかという問題にも多分なってきますので、その点についてきちっと制御していただくというか、予算規模もやはりそれに合わせた形でやっていただきたいという思いありますので、課長、その辺はどう思っておられますか。

○議長（若山隆史君） 総務課長 藤塚正博君。

○総務課長（藤塚正博君） 再質問にお答えをいたします。

適正予算規模というのはなかなか申し上げにくいんですが、一方で、本町の場合につきましては、令和元年度に中期の財政計画というのを、5年スパンでつくっていくようにというふうに心がけておりますが、作成をいたしております。この中での一つの目安としては、本議会でもお願いを御報告申し上げました実質公債費比率、あるいは将来負担比率、こういうようなものに基づいてこれからの財政運営をこのまま続けていくとどうなるのかとか、ここで起債をどのように起こすと数値が下がっていくのかというようなことも含めまして検討してまいりたいと思います。

今度は、令和7年度以降の中期の財政計画の策定に向けてこれから取り組んでまいろうと思っておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 11番 藤墳理君。

○11番（藤埴 理君） では、最後に町長に御質問をさせていただきます。

今いろいろと総務課長とやり取りをしていた中で、町長はどんなふう感じて、自分はこれからどうしていく、どうしていきたいのかということをお断りいただけたらありがたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（若山隆史君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） 藤埴議員の再質問にお答えをしたいと思いますのですが、先ほど来、総務課長とのやり取りを聞いておりました。それから、質問の中にも、一部では肯定をしていただきながら、他方ではしかしながらといったようなことで厳しい御指摘もいただいております。

これまで自治の基本条例の中にも協働という言葉が出てまいりましたし、御案内のとおり、6次総のキャッチフレーズの中には、ひととまちが輝く地域共創という、そういう言葉を使っておりますが、一部の報道、それから機関紙等々を読んでおられますと、協働の発展形が共創という言葉が最近使われておるそうでございますが、その中から1つ紹介したい部分がございますが、なぜ共創するかと聞かれたときの話でございますが、収益を上げるという非常に分かりやすい共通目標がある民間産業分野では、非常にこれは分かりやすいんですね。これだけに数字をもっていくということで、非常に市民、町民の方々にも、国民に対しても分かりやすい目標の設定ができるわけでございますが、御案内のとおり、なかなかこれが町民の幸せ、それからひととまちが輝くという言葉を用いておるところでございますが、ここが非常に目標の設定の地方自治のまちづくりの難しいところございまして、向こう20年、30年の云々ということのお尋ねでございますが、現在5年先も分からないぐらい、目まぐるしい事柄が随分と新聞、それからテレビ報道でも出てまいります。

その大きなものはもう御案内のとおりでございますが、例えばこの5月からコロナの感染症の解除がなされたわけでございますが、いまだ不安定な国際社会、これずうっと続いております。また、加えて経済、円高円安の関係、それから異常気象の気象変動でございますね、さらにはそこへ来てデジタル化の推進が図られるということから、この流れ、土壌というのは、時代の背景としては私はこれしばらく続くと思っております。

そこで、重要になりますのが協働・共創の力を借りるということでございます。よく職員にも話をしておるんですが、共創・協働、なぜ我々垂井町にとって税金を納めながら、何で私んたを巻き込むんじやということの例え話でいつも職員とは議論をしておるわけでございますが、これの納得するフレーズをきちっと持っていないとなかなか町民の皆さんの御理解も得られないと。先ほど来、6次の行革の話もさせていただきますが、1つ使用料の見直し等々、恐らく下がる場合はいいんですが、ここに来て将来のことを考えて使用料をいただくようなことになったときにも、ここのハードルを越える必要がございますので、これから十分中で検討しながら、こういった一つ一つのハードルを将来の子供たちにつけを回さないような背景はもちろん議員と同じ考えでございますので、そういうふうにならぬように行革のほうもしっかりと、議員各位とも調整しながら改革を進めてまいる所存でございますので、御理解いただき

ますようよろしくお願いいたしますと思います。

○議長（若山隆史君） 11番 藤墳理君。

○11番（藤墳 理君） 今、力強いお言葉をいただきまして、大変安心をしているところでございます。

やはり僕も、再質問の一番最後の部分で書かせていただいたとおり、住民への説明、理解というものをしっかりと求めていかなければなかなかかなうものではないということ、今町長、自分の言葉でおっしゃいましたので、しっかりとやっていただけますことをよろしくお願いいたしますを申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（若山隆史君） 1番 江上裕子君。

〔1番 江上裕子君登壇〕

○1番（江上裕子君） 議長のお許しを得ましたので、通告に従い一般質問をいたします。

住民生活に直結するごみ処理に関連する課題にスポットを当て質問してまいります。

まずこの質問をするに当たり、平成21年以降に行われた一般質問の議事録を読み、ごみ減量化に向けた取組やエコドーム、エコパーク、さらに町指定ごみ袋に関するものなど全てを刷り出し、時系列にまとめ上げました。この作業に3日かかりました。それがこちらでございます。結構大変でした。しかし、この作業をやり切ったことにより、ごみの問題について鮮明にイメージすることができるようになりました。

そこで、まず1点目、町指定ごみ袋の価格設定についてお尋ねします。

さて、記憶に新しいところでは、本年8月には物価高騰に対処するため、町内全ての世帯に町指定ごみ袋大10枚入りが無料配付されました。価格に置き換えると500円相当です。ガソリン代も上がり、日々の買物においても、ありとあらゆるものが値上がりして、どうやってやりくりしようかと日々頭を悩ませているとお聞きしています。そんな中、町指定のごみ袋の配付、助かるという声をお聞きしております。しかし、これは一時的なことでございます。

さてこれが、値下げとなったらどうでしょうか。ごみ袋大45リットル入りが1枚50円から40円に値下げした場合、5回購入したらごみ袋10枚入りをもらったのと同じだけの経済効果があります。さらに使用頻度に見合った効果が見込めます。全ての人が、量の多い少ないはありますが、ごみを出します。そこで、お子様がいる、いないなど生活環境に関わらず、平等に恩恵が受けられるものと考えます。

物価高騰の折に逆行しているのではと思われるかもしれませんが、これを実現している市町があります。岐阜県各務原市です。ママ友情報によりますと、そもそも最初はもっと高かったそうです。しかし、調査・研究を重ね、文字数とか素材とかを研究し低価格が実現したという経緯があると聞いております。一体幾らなのかということで、早速買ってまいりました。指定ごみ袋大45リットルと比較してまいりたいと存じます。各務原市は20枚入りで426円、1枚21.3円です。素材はポリエチレン、厚さ0.03ミリメートル、色は半透明です。このようにパッケージにも書かれていますが、この商品には、ごみ袋の代金とごみ処理手数料が含まれていま

す。

そこで、近隣市町の指定ごみ袋を買い集めました。先ほどの各務原市、大垣市、関ヶ原町、養老町、そして垂井町です。1枚に換算してお伝えしますと、大垣市50円、ポリエチレン、厚さ0.035ミリメートル、白色、関ヶ原町40円、ポリエチレン、厚さ0.03ミリメートル、半透明です。養老町40円、ポリエチレン、厚さ0.03ミリメートル、半透明です。そして、皆さん御存じの垂井町でございます50円、ポリエチレン、厚さ0.04ミリメートル、黄色となっております。

厚さと色が価格に反映するかどうかは分かりませんが、他市町が0.03ミリメートルまたは0.035ミリメートルであるなら、垂井町も0.04ミリメートルではなく0.03ミリメートルで問題ないのではないかと考えます。また、色についても、低価格が実現できるのであれば、黄色にこだわる必要はないと考えます。技術の進歩により、素材の選択、インクを選択、また記入文字数など、規格の内容を精査することで低価格が実現できる可能性があると考えます。

また、過去の議事録の中に、価格の中身に関する質問がございました。平成29年の議事録でございます。大に特化して考察しますと、このときの住民課長の答弁は、1枚当たり7.9円で契約業者から購入し50円で販売しており、手数料の使途はクリーンセンターの運用費用とごみ袋作成費用とのことです。契約業者からの購入価格は現在は上がっていると想定されますが、先ほどの例にのっとり精査が必要です。

また、この手数料の使途のうち、クリーンセンターの運用費用やごみ袋の作成費用の中で見直せるところはありませんか。様々な議事録を読み進める中で、平成20年から本格的にごみの減量化の意識の啓発が始まったことが読み取れます。町民の皆様はごみの分別やごみ袋の値上げにより、負担が増えるにもかかわらずこのことを受け止め、ごみの減量化にも協力していただいているところでございます。価格高騰で、一般家庭の台所事情は大変厳しいものとなってきております。

そこで1点目、指定ごみ袋の価格を抑えるための検証が必要であると考えますが、その点についてお尋ねいたします。

次に、2点目ですが、これも過去の議事録の中に、平成24年3月と平成24年12月にエコドームでの障がい者の方の雇用についてのお尋ねがございました。この当時の住民課長の答弁は、障がい者の方が就業可能な業務であるかどうかを見極める必要があるとのことでした。その後約10年がたっておりますが、エコドームでの障がい者の方の雇用についてはどうなっているかをお尋ねします。

といいますのも、つい先日の垂井町社会福祉大会において、元マラソンランナーの松野明美先生の記念講演「人生は一番じゃなくてもいい。生まれてきてくれてありがとう」をお聞きし、障がいのあるお子様を思う気持ちや葛藤を等身大でお話しいただいたことに大変心を打たれました。また、別の御家族の方から伺った折には、働く場所や居場所について御心配される声がございました。

そこで、エコドームでの障がい者の方の雇用の現状と、併せて垂井町の各施設等においての

障がい者の方の雇用の現状をお尋ねいたします。

そして、3点目ですが、クリーンセンターについてお尋ねします。

ごみの処理の問題を考えたとき、この老朽化したクリーンセンターの今後の方向性を抜きにしては語ることはできません。本町のクリーンセンターは平成9年に施設の供用が始まり、現在で26年になります。過去にも多くの方々が一般質問をしてきた経緯がございます。それほど重要な課題であると認識しております。

今後のクリーンセンターの方向性について、それと進捗状況についてお尋ねいたします。

○議長（若山隆史君） 町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 江上議員の3点目のクリーンセンターの今後の方向性と進捗状況についてお答えをさせていただきます。

令和3年の9月議会、そしてまた令和4年の3月議会の折の全員協議会で、今後におけますところの方向性等々について、議員各位にお話をさせていただいたところでございます。

予定とされておる私が申し上げた管理者とは、このたび新しく管理者が交代されましたことから、ついせんだって担当の所管の課長と御挨拶に伺ってまいりました。相手方につきましては既に広域処理の焼却をされ、運営されておる団体でございますので、今後の調整協議につきましては、先方の組織で構成されております各市町、そしてまた、住民議会との調整が大変重要であると認識いたしております。

したがいまして、ごみ処理の広域化に向けた課題の検証並びに調整等々につきましては、まだその意向を議員各位に表明したところでございますので、これから非常に方法等々まだまだこれからそこに入るに当たりましても、積まれる案件は物すごく、膨大なぐらいのボリュームがございまして、今こうした一般質問の議題の中で具体的に私が申し上げることが非常に難しい時期でございますので、慎重、そしてまた丁寧に、そしてまた協議を今後調整していく必要があると、そのように認識しておりますので、そういった御回答で御理解いただきたいと思っております。

○議長（若山隆史君） 住民課長 岡野文紀君。

〔住民課長 岡野文紀君登壇〕

○住民課長（岡野文紀君） 江上議員の垂井町のごみ処理に関連する課題等について女性目線で問うのうち、私からは、1点目の指定ごみ袋の価格を抑えるための検証が必要であるについてお答えさせていただきます。

まず、町指定ごみ袋の製造業者からの購入代金につきましては、45リットルの大きいサイズでございます、500円で販売しているもので申し上げますと、令和3年度については税込みで10枚入り89.98円でした。令和4年度につきましては125.95円となり、35.97円の値上げとなりました。

価格が値上げとなった要因につきましては、議員おっしゃるとおり、社会経済が不安定とな

り、原油価格の上昇、海上物流の滞留した影響などによるところでございます。

次に、住民の皆さんが御負担いただく町指定ごみ袋の手数料につきましては、平成21年の10月に10枚入り100円から500円へ改定をしております。改定前は、ごみ袋の作成にかかる料金を御負担していただく形ではありましたが、ごみの量が増加傾向であり、ごみ焼却処分等に係る膨大な費用が発生していたことから、ごみを処理する経費を住民の皆さんにも御負担していただき、併せて、ごみ減量推進の観点からも手数料の改定をしてきたといった経緯がございます。

現在のごみ袋は、改定する以前のごみ袋と比べますと、色については透明から黄色へ変わり、大きさと厚さの変更はございませんでした。当時、ごみにいたずらをするカラスについては黄色が見えないため、中身が判別できないといったことで黄色により作成いたしました。

また、変更された箇所もあり、袋の上に縛って結びやすいように取っ手幅が採用されました。袋には、ごみの限界目線の点線があります。これも以前のごみ袋にはなかった点ですが、目いっぱいに入れてしまうと破れるリスクが高まると考え、歴代の担当職員が知恵を絞り改良を重ねてきた現在のごみ袋であります。

議員御提言の厚みを薄くし低価格が実現できるのではとのことです。

製造業者に伺いますと、費用については、材料が減る分価格も下がるとのことでございます。色につきましては、黄色、透明でも価格に変化はないとのことございました。

地域のごみステーションについては、鉄製の扉つきのものから直置きまで様々でございます。直置きですと猫やカラスに狙われやすく、薄くすることで破れてしまい、辺りに飛散することも考えられます。そうした観点からも、現状の厚みのごみ袋と考えております。

町クリーンセンターについては、令和2年度に延命化計画に基づく改修工事が一通り終了しておりますが、定期的な点検、修繕工事などは毎年実施し、日々稼働しておるところでございます。しかしながら、経年劣化等により、至るところで予期せぬ修繕が起き、その頻度は増加していると感じております。

クリーンセンターに係ります施設維持関係に係る歳出につきましては、昨年度で約2億7,800万円ほどが支出されております。清掃手数料、ごみ袋の歳入決算は3,958万8,400円となっております。ごみ袋の料金で賄い切れていない状況でございます。

先ほど申しあげましたごみ袋購入費用値上がりの際にも、ごみ袋の値上げをせずに現状の500円としておるところでございます。昨今の物価高騰、今後の社会情勢も不安定さを感じさせる中、値上げをせずに現在の手数料500円を据え置くことも経済的な支援につながっているのではと考えております。

お示しの各務原市の20枚入りで1枚21.30円、各務原市におきましては、非常に安価な料金でごみ袋を取り扱っておられることに正直驚きました。各務原市のごみ処理に係る経緯や経費など把握し切れてはおりませんが、情報を収集し調査・研究に努めたいと考えております。

今年度も実施いたしましたごみ袋無償提供事業により、皆様の御家庭の家計の一助けになったこと、大変喜ばしい限りでございます。一方で、ごみの減量についても非常に大きな永遠の

課題であり、町民皆様の意識がとても重要でございます。何とぞ御理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（若山隆史君） 総務課長 藤塚正博君。

〔総務課長 藤塚正博君登壇〕

○総務課長（藤塚正博君） 私からは、江上議員の2点目の御質問、エコドームの障がい者の雇用の現状と垂井町各施設等における雇用の現状につきましてお答えをいたします。

最初に、エコドームの現状でございます。

こちらは、平成26年5月、障がいをお持ちの方お二人につきまして、会計年度任用職員として任用をいたしたところでございますが、その後、お二人とも御本人の申出により御退職をされておりますので、現在の状況といたしましては、障がいをお持ちの方の雇用はいたしておりません。

次に、役場庁舎、施設を含めた町全体の雇用状況でございますが、現在8名の職員が勤務をいたしております。それぞれの特性に応じた配属先を検討しながら、業務に当たってもらえるよう努めているところでございます。一緒に働く職員の理解や仕事ができる体制づくりが大切だと思いますので、引き続き就業上のサポート体制の整備に努めてまいります。御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 1番 江上裕子君。

○1番（江上裕子君） ただいま御答弁を頂戴しました町指定ごみ袋の価格の精査についてでございます。

まず、色に関わらず値段は変わらないということでしたが、そもそも最初は、カラスが黄色が苦手ということでそのようなことになったというふうに聞いております。ただ、今の一番新しい情報によりますと、人間の目は3色なんですけれどもカラスは4色、近紫外線も加えた目で見ている。なので、細かいごみとかもちゃんと見極めて取っているということですので、色には関係ないかもしれませんが、もしかしたら薄さにも関わりはない可能性もございません。

ですので、私が何を申し上げたいかといいますと、ごみの減量化の推進のためにごみ袋を高くする必要はもうないということでございます。皆さんが周知の下、頑張ってください。

さらに、予期せぬ施設の故障によってお金がかかる。これは、老朽化したクリーンセンターの問題でございます。そういったこともしっかり考えた上で、なぜ各務原市が実現できて垂井町が実現できないのかをしっかりと精査する必要があると考えております。

ですので、既成の概念にとらわれないパラダイムシフト、そういう感覚を持ってそのごみ袋に関しても精査をしていただきたいと思いますと思いますが、どうお考えでしょうか。

○議長（若山隆史君） 住民課長 岡野文紀君。

○住民課長（岡野文紀君） 江上議員の再質問にお答えしたいと思います。

色につきましては、議員おっしゃられるとおり、当時黄色で始めたんですが、現状いろんなお話が出てきた中でカラス、そういった黄色に関わらずというところも情報としてお伺いしておるところではございますが、今お示ししていただいたとおり、各市町ごみ袋有料化でそういった指定袋を使っておられます。ドラッグストア系なんか行かれると、各市町のごみ袋が並んでいる中で、ひときわというとあれなんですけど、垂井町のごみ袋を誤って買われることがないように、少し違った意味で始まりました黄色ですが、選びやすくなっているのかなあというところがございます。

また、各務原市さんの先ほどの金額については、答弁でも申し上げたとおり少し、非常に驚きの価格でございますので、どういったそういったごみ処理に関して運営しているのか、調査・研究には努めたいと思っておりますのでございます。

また、クリーンセンターの費用につきましては、可燃ごみの焼却施設ということでごみの焼却に特化した施設でございますので、一概にごみの捨てる側の方との全く別の世界ではないのかなというところで、ちょっと住民の方にはこういったごみに係る費用的なところで、平成21年に改定をし値上げをした経緯もございます。先ほど申し上げたとおり、今現状では、ごみ袋に係る経費等も、かなり業者さんの技術も上がっておりますので、そういったところで、袋に係る費用についてはかなり見直しがなされておるところではございますが、今後の垂井町のごみの在り方、先ほど町長申し上げた広域化に向けたところでも、こういったごみ袋についてもすり合わせの一つとして調整していかなくてはいけない案件ですので、その辺り慎重に進めていきたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（若山隆史君） 1番 江上裕子君。

○1番（江上裕子君） ごみ袋に関しましては、今後も精査のほうをしていただけるということで、ありがたいなと思っております。

さて、2問目の障がい者の方の雇用については先ほどお尋ねいたしました。その中で、やっぱりその方々の状況に応じてということではございましたので、そこは納得いたしました。

しかしながら、障がい者の方の福祉全般を見渡したときにも、やっぱり一人一人が必要とされるのが違ってくると思いますので、その辺のところは細やかに対応していただいているのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（若山隆史君） 総務課長 藤塚正博君。

○総務課長（藤塚正博君） 再質問にお答えをいたします。

先ほど庁舎内等で町全体の雇用の現状をお話し申し上げたところではございます。その際に、それぞれの特性に応じた配属先のほうを検討いたしながら業務に当たってもらえるよう、人事、総務のほうも努めてまいるところではございます。よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 1番 江上裕子君。

○1番（江上裕子君） 2つ目の障がい者の方の雇用、また福祉について御答弁頂戴しました。

そして、3つ目の質問、老朽化したクリーンセンターの方向性についてでございます。

この質問は、令和3年6月にも質問があったと思いますが、その折には、私は後ろの傍聴席におりまして聞いておりました。その中で垂井町長は、広域化に向かっていくんだというようなことをおっしゃってみえたと思います。今日の御答弁ですと、広域化に行くのかどうかということは言及されておられませんでした。

ですので、その中身までは、もし本当にこれからうまくやっっていこうと思うのに今ちょっと難しいよとおっしゃるのならそれは仕方がないと存じます。しかしながら、方向性については、今お答えいただくことは可能でしょうか。

○議長（若山隆史君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） 再質問にお答えをしたいと思います。

何も私、後ろへ引いて回答申し上げておるんではございません。御案内のとおり、ケーブル等々の放映もなされておるといったようなことから、慎重な御回答をしていかないと、相手方の住民議会等々ございますので、全協で話した案件についてはまた議長と相談しながら、この4月から新しく体制も変わられたこともございますので、その折にまた御相談してお話しできればと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（若山隆史君） 1番 江上裕子君。

○1番（江上裕子君） 今、町長のほうから御答弁を頂戴いたしました。

今後、やっぱり相手方のあることですので慎重に進められる、そのことは大変理解できました。しかしながら、町民の皆様が一番安心する状態はどんな状態か考えてみますと、このスケジュールが表明されたときでございます。こういうスケジュールでこういうふうに老朽化したごみの問題が解決するんだよということになったときが、やはり一番の安心するときだと存じますので、私はそのときまで幾度となく一般質問をしてまいりたいと存じます。

その気持ちをお伝えして、今日の私の一般質問を終わります。

○議長（若山隆史君） しばらく休憩いたします。再開は14時35分といたします。

午後2時21分 休憩

午後2時35分 再開

○議長（若山隆史君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

6番 鈴木準二君。

〔6番 鈴木準二君登壇〕

○6番（鈴木準二君） 議長のお許しを得ましたので、通告書に基づき一般質問をさせていただきます。

私は6月議会において、協働のまちづくりについて、あるいはまちづくり基本条例の施行に当たっての当局の姿勢、まちづくりセンターの在り方、まちづくり協議会の位置づけ、地区まちづくりセンターの在り方について問題提起を行いました。また、生涯学習の在り方について

も質問をいたしました。不慣れなために質問が多岐にわたり、再質問の時間がなかったため、今回改めて、協働のまちづくりに関し、3項目を再度質問いたします。

さらに、地域福祉に関わる地域包括ケアシステム構築に向けた4事業のうち、多くの町民、住民が関わって構築する必要がある生活支援体制整備事業の進捗状況及び公共施設アクションプランにある指定管理者制度への移行についてを質問させていただきます。

1点目に、再質問の形になりますが、町まちづくりセンターの公設民営と地区まちづくりセンターの指定管理についてでございます。

まちづくり基本条例によれば、町まちづくりセンターは住民が主体となり、議会や行政と協働して運営を行うこととしています。公設民営型を基本とされてございます。町まちづくりセンターは、協働のまちづくりを推進するため、まちづくりに関する相談、助言、情報収集、情報提供や人材育成を行うものとしますと定められています。また、地区まちづくりセンター設置条例によれば、このセンターは指定管理を行うことを前提にしておると、このように読み取ることができます。

基本条例、地区まちづくりセンター設置条例が施行されて10年以上経過しています。まちづくりセンターの公設民営、地区まちづくりセンターの指定管理についての道筋をお示してください。

2点目も再質問の形でございますが、地区まちづくりセンター利用条件の緩和でございます。

地区まちづくり協議会の活動拠点としている地区まちづくりセンターは、かつての公民館が社会教育法の適用を受けるため、利用に当たって様々な制約があると考え、公民館から地区センターへ移行する、こういうことの話でございました。

しかしながら、地区まちづくりセンターの設置及び管理等に関する条例及び地区まちづくりセンターの設置及び管理等に関する条例施行規則は、かつての公民館設置の条例、規則を焼き直したものであり、社会教育法の制約をそのまま引き継いだものとなっています。地域住民や地区まちづくり協議会での活動、利用領域を広げるためには、設置条例、規則を見直し、文化会館と同様の利用条件とすべきと考えていますが、いかがお考えでしょうか。

3点目に、生涯学習・社会教育についてお尋ねいたします。

社会教育法に定める公民館が全てなくなりました。かつて様々な単位で取り組まれていた他の市町村の公民館活動や社会教育活動を知る機会が失われています。そうした機会を与えるために、各地区まちづくり協議会の代表者を岐阜県や西濃、西南濃を単位とした公民館連合会などへの研修会等に参加をさせる考え方はありませんか。

「町民一人1スポーツ」の核となり得るウォーキングをより多くの町民が楽しむため、ウォーキング協会を設立する考えはありませんか。また、垂井町を全国に発信するため、別添資料をつけてございますけれども、伊勢志摩ツーデーウォーク、あるいは淡墨ウォーク、こういうようなツーデーウォーク行事がございます。これは、伊勢志摩ツーデーウォークの場合には、志摩市全域を挙げて、市が中心となり教育委員会も絡み、観光協会、全ての様々なものが絡ん

で参加費3,000円というような参加費を取りながら全国に伊勢志摩を発信する。淡墨ウオークについても、一宮市と提携をして一番最長は60キロというような形を取りながら、淡墨の地、根尾の地を全国に発信していく。こういうものをやっていこうではありませんか。お考えを聞きたいと思います。

4つ目になりますが、生活支援体制整備事業についてお尋ねをいたします。

要介護リスクが高くなっている後期高齢者人口が増加し、さらには単身世帯、高齢者のみの世帯の増加によって、生活支援のニーズは高齢者人口の増加以上に高まっているということが言えると思います。生活支援体制の整備が急務と言われております。この事業は自治体が主体的に取り組むべき事業というふうに公的にも位置づけられていますが、垂井町は社会福祉協議会へ事業委託をして、体制整備を進められてきました。

平成31年に、社会福祉協議会の呼びかけによって、ささえあい連絡会の会長らを招集し、初めての会議が行われました。このときに私も参加をさせていただいております。様々な議論をいたしました。今日になってもその姿が見えてこない、特に第1層の協議体、第2層の協議体、ここの部分をどのようにしていくのか、地域にも何も下りてきておりません。

生活支援コーディネーターの配置、あるいは協議体の設置状況について、現状と今後の事業展開について考え方をお示してください。

最初に集まった、論議をする場に招集されましたのは6地区のささえあい連絡会会長、岩手地区にはささえあい連絡会はございませんので、岩手まち協の会長、赤十字奉仕団、健康福祉課、包括支援センター、そして社会福祉協議会、こうしたメンバーで論議が行われましたが、そこに参加をした人たちに何らフィードバックもされていないというのが現状ではないかというふうに見ております。それらについてお考えをお示しいただければありがたいと思います。

最後に、町施設の指定管理制度への移行について御質問いたします。

指定管理制度は、行政改革の柱として地方自治法にも規定され、各地方自治体で積極的な取組が進められています。特に隣県の滋賀県では顕著な取組が行われております。垂井町における指定管理の取組状況についてお尋ねいたします。

2019年の公共施設アクションプランにある再配置に向けての基本的な考え方の中に、基本方針として、行政サービスの提供に当たっては町の直接的な実施に加え施設の管理運営を法人団体などが代行する指定管理制度への移行を進めていきます、このように記されています。その進捗状況と現在指定管理をされている公共施設は何か所か、お教えいただきたいと思います。

2点目に、指定管理は公募することが基本とされています。現在指定管理されている施設のうち、公募、入札された施設はありますか。

3つ目、指定管理導入後に利用者アンケートなどモニタリング調査等は行われてきましたか。お教えいただきたいと思います。

最後に、滋賀県の自治体では公の施設の指定管理制度導入基本方針を定め、ホームページに掲載して誰もが読むことができるようになっています。垂井町が行政改革の一環として指定管

理を真剣に考えるならば、公募を基本とした指定管理を実現するための方針を確立する必要があると考えます。町長のお考えをお聞かせ願います。

以上、5項目にわたって質問させていただきます。それぞれ簡潔にお答えいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（若山隆史君） 町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 鈴木議員の5つの御質問のうち4点目の、公募を基本とした指定管理を実現するための方針を確立する必要があると考えますが、町長の考えはいかんについてお答えをさせていただきます。

議員御指摘の公の施設の指定管理者制度導入基本方針につきましては、御質問にもございましたとおり、岐阜県の自治体のもの、2市について少し確認をさせていただきました。この基本方針につきましては、指定管理者制度の導入に伴いまして、その運用に関する自治体の基本的な考え方を示されたものでございまして、主に制度の概要、制度の導入への基本的な考え方、制度導入の手続等について規定、定められております。

垂井町では、議員御指摘の基本方針につきましては策定をいたしておりませんが、平成17年の9月に垂井町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例を制定しておりまして、この条例において、例えば選定に当たっては公募を行うことや、候補者の選定基準など、滋賀県の自治体の基本方針と同類の項目についても定められているところでございます。しかしながら、条例の表現につきましては非常に理解しづらい点多うございまして、基本方針を策定することで、公の施設における指定管理者制度導入に対する町の基本的な考え方を町民の皆様に分かりやすく示すことができるとともに、その運用に関しましては、明確に定めることで受託者となられる民間団体が参入しやすい環境づくりにも資することが考えられます。

したがいまして、今後、県内の他市町の状況も十分確認しながら、基本方針について調査・研究してまいりますので、何とぞ御理解賜りますようお願いいたします。

そのほかにつきましてはの質問につきましては、それぞれ所管のほうから御回答申し上げますのでよろしくお願いいたします。

○議長（若山隆史君） 企画調整課長 小森俊宏君。

〔企画調整課長 小森俊宏君登壇〕

○企画調整課長（小森俊宏君） 私からは、鈴木議員の御質問のうち、大きい御質問の1点目と2点目についてお答えさせていただきます。

初めに、1点目の町まちづくりセンターの公設民営と地区まちづくりセンターの指定管理についてのうち、垂井町まちづくりセンターの公設民営の道筋についての再度の御質問にお答えさせていただきます。

垂井町まちづくりセンターにつきましては、垂井町まちづくり基本条例、以下、条例と申し上げます。

第23条第1項では協働のまちづくりを推進する母体として垂井町まちづくりセンターを設置すること、第2項ではセンターは、住民が主体となり、議会や行政と協働して運営を行うものとし、第3項ではセンターは、協働のまちづくりを推進するため、まちづくりに関する相談、助言、情報収集、情報提供や人材育成などを行うものと定めています。

この規定により、垂井町まちづくりセンターが公設民営型の設置を基本としていると認識いたしております。

しかし、垂井町のまちづくりセンターが2011年、旧中央公民館でオープンして以来、その組織体制と運営は町職員が担ってきたところでございます。議員御質問の公設民営の道筋につきましては、現在まで具体的な取組を進めてはおりません。民営化を進めるに当たっては、条例や規則に定める議会や行政と連携した運営はもちろん、地域の皆様や各地区まちづくり協議会、また各地区まちづくり協議会を構成する各種団体の皆様、そして何より議員の皆様に御理解いただけるような住民団体等を選定する必要があるとございます。民営化への移行は指定管理など様々な手法があると思いますが、今後も条例の基本理念に基づき、垂井町まちづくりセンターの住民主体の運営方法について調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、地区まちづくりセンターの指定管理についての道筋についてお答えさせていただきます。

垂井町地区まちづくりセンターの設置及び管理等に関する条例、以下、地区センター条例と申し上げます。

第12条では町長は、地区センターの管理を地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせることができると規定しています。この規定により、地区まちづくりセンターに指定管理者を置き、施設を管理、運営させるといったことも可能ではございますが、現在のところ指定管理について具体的な検討を進めてはおりません。地区まちづくりセンターを民間に指定管理するに当たっては、地区まちづくりセンターが地区まちづくり活動の拠点施設としての役割をしっかりと果たせるよう、垂井町まちづくりセンターの民営化と同様、地域の皆様や議員の皆様の御理解をいただける住民団体等を選定する必要があるとございます。公設民営、指定管理への移行につきましては、各地域の皆様の声も大切にしながら調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、大きい御質問の2点目、地区まちづくりセンター利用条件緩和について、こちらも再度の御質問にお答えさせていただきます。

垂井町地区まちづくりセンターは、地区センター条例第1条の目的及び設置で、地域コミュニティの醸成、生涯学習の推進及び福祉の増進のために、その地域に住む人々が自らの知恵と力で解決していくための地区まちづくり活動の拠点施設として垂井町地区まちづくりセンターを設置すると規定いたしております。現在、この規定に基づき、各地区まちづくりセンターが地域の様々な活動に有効的に利用され、適切な運営がなされているものと認識いたしております。

御質問の文化会館と同様の利用条件とすべきではないかとの御指摘でございますが、今のところ、現在の地区センター条例により、地域の皆様の様々な活動が制限され支障を来しているとのお話は伺っておりませんが、地域での活動、利用領域を広げるための見直しにつきましては各地域の皆様の御意見をお聞きしながら、必要に応じて条例、規則の見直しについて検討してまいりたいと考えております。

今後も、各地域の様々なまちづくりの活動をしっかりと支えられるよう条例の基本理念、基本原則に基づき、住民、議会、行政が一体となって協働のまちづくりの推進に取り組んでまいりますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 総務課長 藤塚正博君。

〔総務課長 藤塚正博君登壇〕

○総務課長（藤塚正博君） 私からは、鈴木議員の5つ目の御質問、町施設の指定管理制度への移行についてのうち、1点目の公共施設アクションプランにおける指定管理制度の進捗状況及び現在指定管理されている公共施設につきましてお答えいたします。

公共施設アクションプランでは、公共建築物に関する課題である人口減少と少子高齢化や、公共建築物の更新需要の増大などに対応するため、公共建築物の再配置に向けた2つの基本方針を定めております。

基本方針の1つ目は、施設の継続保全、縮小、統合、廃止に向けた取組の推進、2つ目は、議員御質問の指定管理者制度への移行を含めた施設の民間、地域への移譲に向けた取組の推進でございます。その上で、現在本町では、垂井町デイサービスセンター、垂井町福祉事業所けやきの家及び垂井町勤労青少年ホームの3施設につきまして、指定管理者制度を導入いたしております。しかしながら、いずれの施設につきましても、この公共施設アクションプランを策定する以前より指定管理者制度を導入いたしておりましたものでございまして、公共施設アクションプランを策定したことによるものではございません。御理解賜りますようお願いいたします。以上、答弁とさせていただきます。御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 生涯学習課長 桑原和弘君。

〔生涯学習課長 桑原和弘君登壇〕

○生涯学習課長（桑原和弘君） 私からは、鈴木議員の3つ目の御質問、生涯学習・社会教育についてと、5つ目の御質問、町施設の指定管理制度への移行についてお答えさせていただきます。

まず、生涯学習・社会教育についての1点目、各地区まちづくり協議会の代表者を岐阜県や西南濃を単位とした公民館連合会などへ参加させる考え方はありますかについてお答えします。

本町では、社会教育法で定める公民館がなくなりましたが、西濃地区公民館連合会及び岐阜県公民館連合会には私が引き続き出席させていただき、他市町と公民館活動に関する情報交換を行っております。そこで得ました有益な情報につきましては、垂井町地区まちづくり協議会連絡会をはじめ様々な機会を捉え情報提供をさせていただいております。

議員御提案の各地区まちづくり協議会代表者が公民館連合会などへの参加につきましては、現在各地区で行っていただいております生涯学習・社会教育の充実のためにも役立つだろうと考えております。今後、各地区まちづくり協議会を担当しております企画調整課とも検討を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

2点目、ウォーキング協会を設立し、垂井町を全国に発信するためにツデーウォークのようなイベントを行いたいという御提案をいただきましたことについてお答えします。

議員御紹介の伊勢志摩ツデーウォークはスポーツツーリズムの振興による地域の活性化策として、伊勢志摩の自然景観や多くの史跡が残る歴史風景を肌を感じ、世代を超えて仲間と出会い、触れ合いを楽しみながら歩くスポーツ交流の祭典として開催されています。これは、市民の健康増進及び健康への意識を高め、様々な世代の健康への取組と市内外の人々の交流を図ることにつながっていると考えられます。

本町におきましても、町民の健康、体力の保持・増進とスポーツを始める機会の提供を目的に、この9月1日から南宮・菩提両山ウォークを開催しております。今年度は、これまでの参加条件でありました町内在住、在勤、在学の条件を撤廃し、垂井町の自然や歴史・文化を広くPRするため、町内外問わずどなたでも参加できるように改めました。今日までのところ、近隣市町からの御参加や、SNSでイベントチラシを御覧になられた愛知県など県外の方々からの御参加もいただいているところでございます。

ウォーキング協会をはじめ、各種協会の団体につきましては任意団体でございます。設立された場合には、他の協会と同様、生涯学習課として支援してまいりたいと考えております。ウォーキングイベントにつきましては、現在行っております南宮・菩提両山ウォークの状況を踏まえながら、今後検討してまいりたいと考えております。先ほども申し上げましたとおり、南宮・菩提両山ウォークにつきましては、これまでの条件を撤廃し、広く町外からの御参加もいただいているところでございます。今後、両山ウォークの県外への周知も含め、参加者等の動向も踏まえながら、全国規模のウォーキングイベントの開催につきましては検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、町施設の指定管理制度への移行についての御質問のうち、生涯学習課が所管している内容につきましてお答えさせていただきます。

1点目、指定管理制度への移行の進捗状況と現在指定管理をされている公共施設は何か所ですかについてお答えします。

生涯学習課所管施設では、現在、勤労青少年ホーム1か所につきまして指定管理者制度を導入しております。

2点目、指定管理は公募することが基本とされています。現在指定管理されている施設のうち、公募・入札された施設はありますかについてお答えいたします。

勤労青少年ホームにつきましては、公募によらない方法で、平成29年4月から指定管理者として特定非営利活動法人Let'sたるいを指定しております。特定非営利活動法人Let's

s たるいは、平成18年4月から勤労青少年ホームを活動の拠点として、スポーツ基本法に基づく住民が主体的に運営するスポーツ団体、総合型地域スポーツクラブとして、スポーツや文化を通し豊かで活力ある地域づくりに努めてきました。中でも、地域におけるスポーツ振興やクラブの設立・指導、健康や体力に関する相談事業の実施、教養講座の開催など多くの実績があり、安定した行政サービスの提供と事業効果が相当程度期待できることから、垂井町の公の施設の指定管理者の事務等に関する条例第2条ただし書の公の施設の機能、性質等を考慮し、合理的な理由があると認めるときに該当し、公募によらない方法で事務を行っております。

3点目、指定管理導入後に、利用者アンケートなどモニタリングは行われていますかについてお答えいたします。

勤労青少年ホームにつきましては、利用者アンケートなどモニタリングは実施しておりません。月2回程度、指定管理者と直接面談をして、利用状況の把握、業務の実施状況などの聞き取り調査や、年度ごとに事業報告書を確認しております。

以上、答弁とさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 健康福祉課長 酒井明美君。

〔健康福祉課長 酒井明美君登壇〕

○健康福祉課長（酒井明美君） 私からは、鈴木議員の質問の大きい4つ目の生活支援体制整備事業についてと、5つ目の町施設の指定管理制度への移行についてのうち、2点目と3点目につきまして、健康福祉課が所管いたします施設に関してお答えをさせていただきます。

初めに、大きい4つ目の生活支援体制整備事業についてでございます。

生活支援体制整備事業とは、介護保険法に定める地域包括ケアシステム構築のための一事業として、生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置等により、担い手やサービスの開発等を行い、高齢者の社会参加及び生活支援の充実を推進する事業として位置づけられております。本町では、平成30年度から町社会福祉協議会へ委託をして実施しており、生活支援コーディネーターは今年度は1名配置をしているところでございます。コーディネーターの役割として、地域資源の開発、ネットワークの構築、ニーズと取組のマッチングがあり、本町の実情を把握するため、様々なサロンや集まりの場に地道に顔を出し情報の収集などを図っており、資源把握やネットワークの構築などに努めているところでございます。また、商工会などの協力を得て、垂井町おたすけ便利帳と題し、高齢者などへの支援につなげるための情報をまとめた冊子を作成したところでございます。

この事業を進めるための制度上、町全域を話し合う場としての第1層協議体と、地域ごとの課題の把握や地域づくりなどの協議、検討を行う第2層協議体がございます。

本町では第1層協議体のみ設置しており、月1回、社会福祉協議会と健康福祉課で情報共有会議を開き、本町に適した第1層と第2層の協議体の在り方などについて、現在、検討、模索をしているところでございます。しかしながら、これらの事業はコロナ禍において人の集まりが難しい中、なかなか進めることができませんでした。その中にあっても、令和3年度には地

域の福祉関係者などによる座談会を開き、現状の情報共有や課題の把握などを行ったところでございます。

この生活支援体制整備事業は、介護保険制度の事業として位置づけられたものであり、進めていく上では課題も多い事業でございます。また、町や社会福祉協議会だけで進める事業ではなく、地域の支え合いを強化していくことが目的であり、既存の支え合い活動や地域の活動との整合を図りながら進めていく必要があると考えております。今後は、生活支援コーディネーターや協議体を中心とし、模索しながら本町の実情に合った生活支援体制整備事業を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、大きい5つ目の御質問のうち、2点目と3点目の御質問にお答えさせていただきます。

初めに、2点目の指定管理は公募することが基本とされています。現在指定管理されている施設のうち、公募、入札された施設はありますかの御質問でございますが、先ほど総務課長がお答えいたしました3つの施設のうち、健康福祉課では垂井町デイサービスセンターと垂井町福祉事業所けやきの家の2施設を所管しております。両施設は、本町で指定管理制度が始まった平成18年4月から町社会福祉協議会を指定管理者として指定をしているところでございますが、制度が始まる以前の平成5年度から、同協議会に管理委託を行ってまいりました。公募につきましては、長年の実績による利用者の安心感の低下、福祉サービスの施設という特性、競争原理に基づく経費節減に伴うサービスの質の低下などのリスクやデメリットが多いことから、垂井町の公の施設の指定管理者の手續等に関する条例第2条ただし書の、公の施設の機能、性質等を考慮し合理的な理由があると認めるときに該当すると判断し、公募によらない方法で手續を行っているところでございます。

次に、3点目の指定管理導入後に利用者アンケートなどモニタリングは行われていますかの御質問でございます。

両施設はそれぞれ介護保険制度や障害福祉サービス制度における事業所であることから、サービスを利用する場合は、介護保険制度においてはケアマネジャーがケアプランを、障害福祉サービス制度においては相談支援専門員がサービス計画をそれぞれ立てる必要がございます。利用者につきましては、その中で利用状況の把握やモニタリングなどもされている状況でございます。また、指定管理者である社会福祉協議会につきましては、年度ごとに実績報告書の提出を求めており、その中で事業の点検、確認などを実施しているところでございます。

いずれにいたしましても、事業の運営に当たっては社会福祉協議会とも連携を密にし、適切な管理運営に努めているところでございますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 6番 鈴木準二君。

○6番（鈴木準二君） ありがとうございます。

もうちょっと端的に答えていただいて、再質問の時間がいただきなかったというふうに思っております。

○議長（若山隆史君） 4番 渡辺保彦君。

〔4番 渡辺保彦君登壇〕

○4番（渡辺保彦君） 議長のお許しをいただきましたので、ただいまから質問のほうをさせていただきます。

私からは、ふるさと納税についてということで御質問をしたいと思います。

今年の8月1日付で、令和4年度のふるさと納税に関する現況調査の結果が総務省から発表されました。それによりますと、垂井町の受入額は2,817件、1億326万円となり、前年度より金額は若干増加しました。しかし、西濃では11市町村中の7番目となっております。養老町がトップで、垂井の約10倍ということになっています。

昨今の厳しい財政の中で少しでも収入を確保しようとしたときに、歳入から見ますと、自主財源の中でも町税の町民税や固定資産税は計算方法が決まっておりますし、金額は大体確定してしまいます。ほかの自主財源もほぼ確定してしまうのが通常です。唯一このふるさと納税だけが流動的で、頑張れば増額が期待できる歳入であると言えるんじゃないでしょうか。

そもそも、この制度は2008年に創設されました。多くの方が地方のふるさとで生まれ、その自治体から医療や教育等様々な住民サービスを受けて育ち、やがて進学や就職を機に生活の場を都会に移し、その転出先で納税を行う。その結果、都会の自治体は税収を得ますけれども、自分が生まれ育ったふるさとの自治体には税収が入りません。そこで、今は都会に住んでいても、自分を育ててくれたふるさとに、自分の意思で幾らかでも納税できる制度があってもよいのではないかと、そんな問題提起から始まり、数多くの議論や検討を経て生まれたのが、このふるさと納税制度です。

ところが、当初の理念はそうでありましたが、徐々に高額な返礼品や嗜好品欲しさに寄附がなされている傾向が顕著になってきています。自治体は税収増により、寄附者は返礼品が頂けるというウィン・ウィンの関係のようではございますけれども、実際は本来であれば入るべき税収が削減される。それにより、市町村によって大きく明暗が分かれている状況です。

しかし、放っておけば税収が減っていく現在の状況では、自治体としては参入せざるを得ません。そうであれば、制度自体を大いに活用し利用する、地元の特産品や歴史・文化的に伝統ある地元企業の特産品をPRでき、知っていただくことは垂井町を大いにPRでき大変よいものと考えます。ましてや、やり方によっては多大な収入が見込めます。また、ホームページの寄附者からの応援メッセージを読んでおきますと、ふるさと垂井を思い、応援してくださる非常に多くの方々の声が寄せられております。本当に胸を熱くする思いであります。

令和元年6月からは、団体指定や返礼割合の3割超えや地場産品以外の返礼品や金券の提供見直しがされ、来月の10月からも5割経費の厳格化が行われますが、これをうまく利用して何とか収入を増やしたいものです。ぜひ頑張ってくださいと思います。

そこで御質問します。

令和4年度のふるさと納税の件数、総額は幾らでしたか。また、それに係る経費は幾らなの

か。基準で5割以下だとは思いますが、受入金の使い道の状況は、給食費の無償化や教育の充実等となっていますが、どういうものが多く、件数、金額等はどのようになっているか、それらの状況について教えてください。

2つ目ですが、ふるさと納税のPR方法、これはどのようにされているか。広報「たるい」やホームページはもちろん、どういう、何社のウェブサイトと委託契約をしているのか、それに係る費用はどれだけか。ホームページでは見てみますと10のサイトが掲載されております。一般的に主なサイトのベスト5となっているのは、ふるさとチョイスが1,640自治体、楽天が1,544自治体、さとふるが1,211自治体、ふるなびが1,098自治体、マイナビが102自治体等々になっております。垂井町ではどのサイトと委託し、売上額はいかほどになっているのでしょうか。

3つ目ですが、垂井町の町民税ではほかの自治体に寄附をされている方の件数、金額、控除額は幾らありましたか。この個人住民税の寄附金控除額との差額が税収が流出しているということになるのですが、ただ、減収分の特別交付税措置があると伺っておりますが、どのような状況でしょうか。

4番目ですが、返礼品の多い順番、人気のある返礼品の順番はどうなっていますか。ホームページからは、パンとか飛騨牛が上位のように見受けられますが、やはり魅力のある返礼品がある自治体が納税額が多いと思われまます。欲しいと思う返礼品をそろえることが増額につながると思われますが。

5つ目に、今後の取組については、利用が多いサイトを把握し、そのサイトに重点的にシフトしたり、人気の返礼品を把握してその品物を充実させるなど、ニーズに合った運用方法を模索して行っていく、また成功している自治体のやり方等を研究してまねをすることもありかと思ひますし、そういったことをしてでも増額につなげていけないかと思ひますが。

また、町外に出られた垂井町出身者の方に何とかPRすることはできないか、難しいことですか。

6番目です。企業版ふるさと納税の今後の取組については、8月29日に内閣府から発表されました企業版ふるさと納税実績では全国で前年度比1.5倍となり、大きく増加したとのことです。垂井町も昨年度1件、100万円の巡回バス事業への納税がありましたけれども、企業版ふるさと納税も今後大いに期待できると思ひます。

これは、国が認定した地域再生計画である第2期垂井町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる事業に対して寄附をしてもらうわけですので、4つの基本目標別の取組で、対応する第6次総合計画推進のため、町の課題を解決し目標を達成するため、魅力的で具体的な事業を作成して、それを大いにPRして、企業に共感してもらい寄附してもらえるように持っていく。企業版ふるさと納税は、ネット利用の資金調達手法であるクラウドファンディングの企業版みたいなものだと言えんじゃないでしょうか。企業に賛同してもらえる事業を探すやり方として、例えば各課からの職員でのプロジェクトチームを立ち上げて、魅力的な事業を考えるのも

一つの手だと思いますが。また、直接企業に売り込みに出かけていくこともやぶさかではないと思います。かなり法人関係税が軽減されることを知らない企業もいると思われまので、それらを説明してPRすることで、寄附してもらえ企業が増えるのではないのでしょうか。

さらに、仲介サービスを行う民間企業に委託するなど民間の活用も考えたり、できる限りの知恵を出して、いろいろなことをやってもらえたらと思います。今後どのように取り組んで行かれますか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（若山隆史君） 企画調整課長 小森俊宏君。

〔企画調整課長 小森俊宏君登壇〕

○企画調整課長（小森俊宏君） 渡辺議員のふるさと納税の6点の御質問についてお答えさせていただきます。

初めに、御質問の1点目、令和4年度のふるさと納税の寄附金の件数、総額は幾らか。またそれに係る経費は幾らか。受入金の使い道の状況はどういうものが多く、件数、金額等、現在の状況についてお答えさせていただきます。

議員からも触れていただきましたとおり、令和4年度の寄附は2,817件で寄附総額は1億326万2,000円となっております。寄附金の募集に要する経費といたしましては、ふるさと納税管理業務委託料などの経費で令和4年度決算額は5,074万2,016円となっております、寄附金額の49.14%と5割以下となっております。使い道別といたしましては、最も寄附金額が多かったのは、垂井町なんでも応援の995件、3,508万3,000円、2番目に子供を産み、育てやすい事業の702件、2,548万9,000円、3番目に給食費無償化事業の397件、1,703万9,000円となっております。

続きまして、御質問の2点目、ふるさと納税のPR方法はどのようにされているか、何社のウェブサイトと委託契約をしているのか、それに係る費用はどれだけか、売上はいかほどになっているのかについてお答えさせていただきます。

初めに、ふるさと納税のPR方法につきましては、今年3月に町のホームページでふるさと納税のウェブサイトを開設し、町巡回バスとのコラボ企画などをはじめ返礼品の特集記事や、議員にも触れていただきました寄附していただいた皆様からの応援メッセージなどを掲載しております。また、広報「たるい」では、返礼品の御協力をいただいている事業者が地域活性化に向けて頑張っている姿を町民向けに紹介させていただいているところでございます。

次に、何社のウェブサイトと委託契約をしているのか、それに係る費用と売上額についてでございますが、委託契約をしているポータルサイトといたしましては、ふるさとチョイス、ふるなび、楽天ふるさと納税、ふるさとプレミアム、さとふる、ANAのふるさと納税の6サイトでございます。また、その中のふるさとチョイスが掲載を連携しているauPAYふるさと納税、gooふるさと納税、セゾンのふるさと納税、Tふるさと納税の4サイトにも掲載しておりますので、合計で10のポータルサイトに掲載をいたしております。その掲載に係る委託費

用につきましては、令和4年度決算額で1,688万1,216円となっております。令和4年度最も寄附金額が大きかったのは、楽天ふるさと納税の3,314万3,000円、2番目にふるさとチョイスの2,578万6,000円、3番目にふるなびの1,832万9,000円となっております。

続きまして、御質問の3点目、垂井町の町民税でほかの自治体に寄附されている方の件数、金額、控除額は幾らありましたかについてお答えさせていただきます。

総務省に報告いたしました令和4年度課税における住民税控除額の実績等では、件数1,319件、寄附金額9,849万4,300円、控除額が4,573万2,424円となっております。この垂井町の減税分につきましては、寄附金税額控除額の75%は普通交付税で措置される仕組みとなっております。

続きまして、御質問の4点目、返礼品の多い順番、人気の順番はどうなっていますかについてお答えさせていただきます。

最も人気のある返礼品は飛騨牛で、寄附金全体の74%を占めており、次いでパン、米、蜂蜜の順となっております。議員御指摘のとおり、返礼品を取りそろえることが寄附金の増額に大きく影響いたしますので、令和3年度から特に登録返礼品数を増やすことに注力し、令和3年度当初は76件であった返礼品数を、令和3年度末時点で307件と4倍以上に増やし、結果、令和3年度の寄附金額を2倍以上増やすことができました。さらに、令和4年度末では返礼品数を731件と2倍以上に増やしているところでございます。

返礼品につきましては、今後も事業者の皆様にご協力いただきながら様々なアイデアを検討し、魅力ある返礼品をそろえて、ふるさと納税の増額につなげてまいりたいと考えております。

続きまして御質問の5点目、今後の取組につきましては、今年度3つのポータルサイトへの掲載を追加する予定をいたしております。また、寄附金のリピーター対策といたしまして、事業者から返礼品を配送する際にお礼のチラシを同梱していただく取組を順次進めていただいております。また、メルマガで垂井町の魅力を発信しながら寄附につなげることができないか検討を進めているところでございます。

町外の垂井町出身者の方へのPRにつきましては、以前本籍が垂井町で町外にお住まいの方へ戸籍に関するお知らせを郵送する際、チラシを同封させていただいたことがございます。その中のお一人からお電話をいただき、久しぶりに垂井町の写真を拝見して懐かしく思いました、寄附申込書を送ってくださいというお声をいただいたことがございました。今後も、このような機会を逃さずに、各課と連携してPRに努めていきたいと考えております。

続きまして、御質問の6点目、企業版ふるさと納税の今後の取組についてお答えさせていただきます。

企業版ふるさと納税は、国が認定した地方公共団体の地方創生に資する取組に対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みでございます。議員からも触れていただきましたとおり、昨年度は株式会社大垣ケーブルテレビ様から100万円の御寄附をいただき、町巡回バスの車両購入に活用させていただいたところでございます。企業版ふるさと納税

の今後の取組につきましては、企業に共感していただけるようなプロジェクトの立ち上げと併せて、ポータルサイトへの掲載、町から企業へのアプローチやマッチングに特化した民間サービスの活用などを進めてまいります。

今後、本町が様々なまちづくりの施策を進める上で必要な財源確保の有効な手段として、ふるさと納税を増やすための取組をしっかりと進めてまいりますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 4番 渡辺保彦君。

○4番（渡辺保彦君） どうもありがとうございました。

今お答えいただいたとおり、1億円を超えるふるさと納税が令和3年度、4年度と引き続いてあるわけでございます。ただ、ちょっと1億超えは1億超えということなのですが、金額がちよっと伸び悩んでおるかなということで、少しでもそこら辺を伸ばしていただくような何かちょっとした皆さんのお知恵、工夫を出していただけて取り組んでいただけたらと思います。

1つ、私からもちょっと提案なんですけどポータルサイトのところで、ふるさと納税をする人におきましてはネットでサイトで申込むのが通常なんですけど、垂井出身者の方は当然垂井町ということから品物を選ばれるということが多いと思います。ただ、垂井町じゃない、ゆかりのない全然関係ない人については自分の欲しい品物から入っていかれるわけです。例えば、飛騨牛が欲しいという人が「飛騨牛」を検索すると、そこからだ一つと飛騨牛を扱っている町村が出てくるということで、私も二、三のサイトでやってみましたところ、飛騨牛でやってみましたところ、上位に出るのがやはり、高山市さんとか養老町さんが上位にずらっと出るんですね。垂井町は3ページ目になってやっと表示されるというようなことなんです。

ですから、こういったことも今の委託業者に対して、うまく上位に表示されるような仕組みができないかどうか、そういったこともちょっと検討していただきたいと思う。そうすれば多少そういったことも増えるんじゃないか。

あともう一つ、サイトのほうもそうですが、返礼品ですね。これもやはり今言われたように飛騨牛がかなりの、74%占めておられますが、いろんな種類を設けて、いろんな金額帯も設けて、やっぱり増やせば増やすほど増えると思われまして。ただ、垂井町の特産品だけではなかなか種類がそろわないということもございますし、この飛騨牛につきましても、恐らくこれは岐阜県の地域資源としての登録がなされておるところで上がってきているかと思われまして。

返礼品等協力事業者募集要項では、返礼品として、総務省の告示第179号第5条の地域資源として近隣市町村が共同でだとか、また、岐阜県が市町村と連携して地域資源として認定したものを返礼品とすることができるというふうになっておりますので、そういったことを県に働きかけて、うまくそういった返礼品を増やす。飛騨牛がそうやって唯一の地域資源となっておりますが、例えば果物なんかですと富有柿とかそういったものが近隣では有名ですので、そういったものも県の特産品として登録していただければ垂井町でも取り扱えるんじゃないかというようにも考えながら、県と近隣の町村と一緒に、ふるさと納税の返礼品について

導入して行ってほしいと思いますけれども、そこら辺2点はどうでしょうか、お願いします。

○議長（若山隆史君） 企画調整課長 小森俊宏君。

○企画調整課長（小森俊宏君） 渡辺議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目のポータルサイト、垂井町が上位のほうに上がってくるように、その工夫でございしますが、実は、ポータルサイトへの掲載につきましては、委託業者と勉強をしながら可能な限り載せ方にこだわってポータルサイトをつくり込んでいただいておりますが、実は基本的なサイトのフォームが決まっておりますので、垂井町がこだわる部分には実は限界がございします。その中でも、返礼品の写真の撮り方ですとか、写真を見るだけで返礼品の魅力が伝わるような文字入れですとか、あとはまた生産者の写真を掲載して寄附者に安心感を与えるなど、このようなことを、見せ方を工夫しながら今努めておるところでございします。今後もしもできる範囲で、見せ方なりを工夫させていただきながら、寄附額の増額に努めてまいりたいと考えております。

あと、もう一点でございしますが、返礼品の工夫というところで、まず岐阜県の地域資源認定につきましては、今議員から御紹介いただいたとおりでございします。

岐阜県といたしましては、地域共通返礼品として飛騨牛、これは精肉のみになりますが地域資源として認定をしております、県内全市町村に取扱を認定しているところでございします。飛騨牛はなぜかということなんですけど、飛騨牛は、岐阜県イコール飛騨牛というブランド牛のイメージが一般的に広く定着しているということで、今後も、飛騨牛ブランドの知名度の浸透とブランド価値の向上を県内全体で図る必要があるということで飛騨牛を地域資源として認定しておるところでございします。

先ほど御紹介いただきました果物とかでございしますが、岐阜県のほうに少し聞いたことがございしますが、飛騨牛以外の品物、物品につきましては、まだそこまで全国的に知名度があるものが地域資源としてはないということで、今のところ飛騨牛以外に認定を増やす予定はないというふうになっております。

あと、返礼品の工夫に関してでございしますが、いろいろ町のホームページとかチラシの配布とか、協力事業者の募集や委託者などと連携した営業にも取り組んでおりまして、新たな事業者や返礼品の発掘に努めているところでございします。

工夫といたしまして、一例でございしますが、まだ形になっていないので恐縮なんですけど、不破高等学校に声をかけさせていただいて、生徒のアイデアや取組を生かした返礼品が開発できないかなどの相談をさせていただいております。今後も様々な視点からアイデアを考えながら、魅力ある返礼品の開発を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（若山隆史君） 4番 渡辺保彦君。

○4番（渡辺保彦君） よく分かりました。よろしくお願いいたします。

もう一点、最後にですね。

企業版のふるさと納税、これにつきましても先ほど御答弁いただきましたとおり、これが一番伸びしろがあるんじゃないかと私は思うんです。企業もやっぱり、かなり経費節減というか税対策になるものですから、やはり大いに売り込んでいただく、これは民間でいうセールスというんですか、営業というんですか、そういったことも大いにちょっとやっていただくような格好で。

また、先ほども言いましたが、岐阜のほうにこういったコンサル的な企業があるように聞いております。委託料を払うことになると思うんですが、そういった企業に頼んでやるのもまたそういったコンサルのノウハウを吸収することもできますので、職員が、やはりそういった民間活用ということも考えて予算化をしていただいて、積極的に進めていただければというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、私の御質問をここで終わらせていただきます。

○議長（若山隆史君） 答弁はよろしいんですね。

○4番（渡辺保彦君） 答弁はいいです。よろしくお願ひします。ありがとうございました。

○議長（若山隆史君） これをもって、一般質問を終了いたします。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

午後3時45分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

垂井町議会議長 若 山 隆 史

会議録署名議員 富 田 栄 次

会議録署名議員 江 上 裕 子